

第11号様式（第5条関係）

政務活動記録簿（県外・県内視察）

会派・議員名 無所属 正田進一

年 月 日	令和3年12月20日(月)～令和3年12月21日(火)			
政務活動先	国会議員会館、総務省消防庁、渋谷区子育てネウボラ・本県消防団の税制及び拡充、ワンストップの子育て支援施策のための調査・研究を行う			
相手方	高市代議士・堀井巖議員 総務省消防庁 次長 小宮大一郎 総務省消防庁国民保護・防災部防災課 課長補佐 鈴木洋平 渋谷区保健所恵比寿保健相談所 保健師 佐々木理奈			
内容、結果等 ※視察の効果を明記のこと	①消防団の報酬等の基準策定について、出動報酬に対する課税処置の陳情について、国の対応を調査し、今後の議会活動に役立てる。 ②消防団の待遇や募集に関する意見交換を行い、県として行い得る団員確保策について調査し、今後の議会活動に役立てる。 ③上記①②に関して、国会議員に要望及び現状についての意見交換を行い、今後の対応について参考とする。 ④子育て支援をワンストップに行う子育てネウボラの見学と制度について意見交換を行うことによって、今後の議会活動に役立てる。			
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額
	総務省等	新幹線(往復)	京都～東京	28140 円
	宿泊費	4900 円	内訳:APA ホテル宿泊代	6
	会費	円	内訳:	
合計	33040 円	(全て政務活動)		
備考	添付資料 :			

注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。

県外調査 行程表

<12月20日(月)>

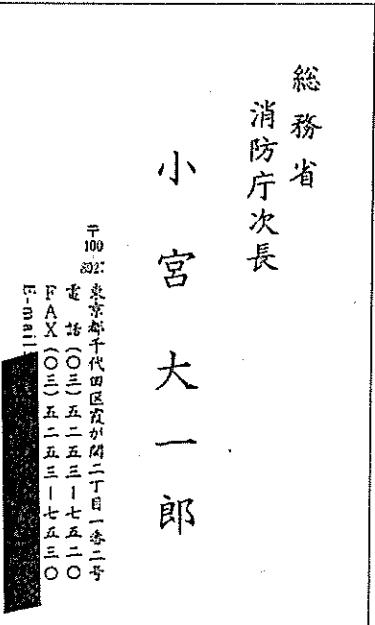
新幹線移動

- 14時 佐藤啓参議院議員 要望・面会
16時20分 高市早苗 自民党政務調査会長 要望・面会
17時 小林茂樹衆議院議員 要望・面会
18時 堀井巖参議院議員 消防団関係等要望・打ち合わせ

<12月21日(火)>

- 9時15分 小宮大一郎 総務省消防庁次長 要望
9時30分 鈴木洋平
総務省消防庁国民保護・防災部防災課地域防災室 課長補佐 要望等
11時30分 堀井巖参議院議員事務所 要望報告・打ち合わせ
14時 渋谷区子育てネウボラにて視察・説明
渋谷区保健所 恵比寿保健相談所 佐々木理奈 保健師

新幹線移動



消防庁國民保護・防災部防災課
地域防災室

課長補佐

鈴木洋平

〒100-8227
TEL 03(5253)5111
FAX 03(5253)7561
E-mail



消防団員の報酬等の基準の策定等について(令和3年 消防地第171号 通知)

団員数の減少 = 地域防災力の低下

【検討会による検討】

消防団活動により参加しやすいよう
団員の処遇向上を図り増員を目指す

既設事項の向上
報酬基準(最低額)策定
報酬の直接支給
運営経費の適正な計上

新規制定(変更)
出動報酬、旅費の新規制定
(出動手当の廃止により新設)

課税による影響

- 扶養控除額を超える為退団する
- 支給額が些少なのに課税される



団員の士気の低下 = 地域防災力の低下
(参加しにくい状況となる)

★団員の声★

- 扶養控除範囲内で消防団活動をされている女性消防団員
- 出動回数に応じて支給することから額が定まらず控除対象から外れたくないから退団する
- 消防団として長年従事されておられる男性団員
- 地域のために出動し地域の安全を守ってきたが、出動することで課税されるのであれば、自己の給与収入の都合上、活動を自粛せざるを得ない。
- など

改正前	年額報酬 課税	出動手当(※①) 非課税
改正後	年額報酬 課税	出動報酬(※②) 旅費 課税

※①「出動手当」：消防団員の出動の回数に応じて支給。
※②「出動報酬」：出動に対する報酬として支払われる。

改正前	年額報酬 課税	出動手当(※①) 非課税
改正後	年額報酬 課税	出動報酬(※②) 旅費 課税

出動報酬：課税対象 = 所得税住民税増額

個人所得課税・資産課税

(1) 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

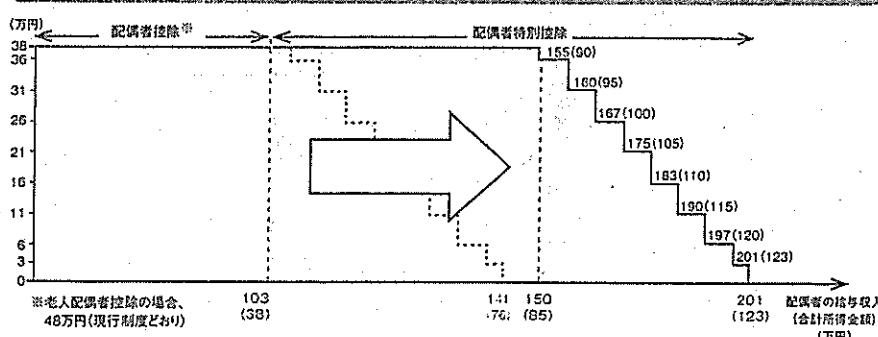
働きたい人が就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から、配偶者控除・配偶者特別控除の見直しを行います。

平成30年分以後の所得税について適用します。

① 納税者本人の受ける控除額

所得控除額38万円の対象となる配偶者の給与収入の上限を、150万円に引き上げます(現行の配偶者控除の対象となる配偶者の給与収入の上限は103万円)。

(例) 納税者が1人で扶養する子供が1名の場合は、合計所得金額が900万円以下の場合は



② 納税者本人の所得制限

配偶者控除等の適用される納税者本人に収入制限を設けることとし、給与収入(合計所得金額)が1,120万円(900万円)を超える場合には以下の表のとおり控除額が遮減・消失する仕組みとします。

配偶者の給与収入(合計所得金額) → (単位: 万円)

納税者本人の給与収入(合計所得金額)	配偶者控除	配偶者特別控除									
		~103 (~38)	~150 (~85)	~155 (~90)	~160 (~95)	~167 (~100)	~175 (~105)	~183 (~110)	~190 (~115)	~197 (~120)	~201 (~123)
~1,120 (~900)	38	38	36	31	26	21	16	11	6	3	—
~1,170 (~950)	26	26	24	21	18	14	11	8	4	2	—
~1,220 (~1,000)	13	13	12	11	9	7	6	4	2	1	—
1,220~ (1,000~)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※老人配偶者控除については、納税者本人の給与収入(合計所得金額)が、①~1,120万円(~900万円)の場合、控除額48万円、②1,120~1,170万円(900~950万円)の場合、控除額32万円、③1,170万円~1,220万円(950~1,000万円)の場合、控除額16万円、④1,220万円超(1,000万円超)の場合、適用なし。

所得税法(配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し)の改正

みの場合、給与収入150万円)に引き上げるとともに、従前の制度と同様、通常の手取り収入が逆転しないようなら速減・消滅の仕組みを設けることとしました。配偶者特別控除は、税引き後の手取り額の逆転現象を防ぎ、就業調整が生じないようにする観点から設けられているものであり、今回の見直しの趣旨を踏まえれば、その取扱い範囲の引上げにより対応することが適切と考えられます。

他方、配偶者控除については、対象となる配偶者の合計所得金額の1/10(38万円)に変更はありません。配偶者控除は、合計所得金額が一定金額以下の配偶者を行とする配偶者について、その配偶者本人の扶養力の強度を調整する趣旨から設けられているものであり、他の扶養親族との間で取扱い範囲の水準に差を設けるべき事項はないことによるものです。

また、今般の見直しにおいては、専業配偶者にまで掛かりの減算を調整する必要性は乏しいと考えられることや所得再分配機能を回復する必要があることを踏まえ、配偶者控除や配偶者特別控除が適用される対象者年収に取扱い範囲を設けることとしました。これにより、国・地方を通じた税負担中立を確保しています。

具体的には、改正前の配偶者特別控除における取扱い範囲を参考に、合計所得金額が1,000万円(給与所得のみの場合、給与収入1220万円)を超える者に対する配偶者控除や配偶者特別控除を適用しないこととしました。その上で、所得に応じた税負担の差をなだらかにするため、合計所得金額が900万円(給与所得のみの場合、給与収入1120万円)を超える者の所得控除額を適用させる仕組みとしています。

(参考1) この給与収入150万円という水準は、安倍内閣が1月指している最低賃金の全国平均賃料均額である1,000円の時給で11.6時間、超5日勤務(八多額を含める中小企業において被用者控除が適用されない短時間労働者の勤務時間の上限が週30時間であり、週休2日制を踏まして週5日勤務、

1日当たりの労働時間数を6時間と設定)した場合の年収(164万円:年末年始や夏休みなど全家庭で一般に想定されるライフィベントの分を控除して年間の勤務を48週として計算)を上回るものであり、パートで働く女性の8割以上をカバーしています。

(参考2) 経済財政運営と改革の基本方針2016(平成28年6月21閣議決定、抜粋)

最低賃金については、年率3%程度を目標として、名GDPの成長率にも配慮しつづき上げていく。これにより、企画財政が1000円になるとことを目指す。

2 改正前の制度の概要

改正前の配偶者控除は、次のようになっています。

(1) 配偶者が控除対象配偶者を有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額、也しくは山林所得金額等から38万円(その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、46万円)を控除することとされています。(山法83)。

(2) この控除対象配偶者は、居住者の配偶者でその居住者と生計を一にするもの(青色事業収益等に該当する者を除きます。)のうち、合計所得金額が38万円以下である者をいうこととされていました。(山法2①三十三)。

(注) 上記の「青色事業収益等」とは、青色事業専従者として専従者給与の支払を受けている者及び白色事業専従者に該当する者をいいます。

3 改正の内容

(1) 上記1のとおり、今般の配偶者特別控除等の見直しに当たり税率中の現点から必要な財源を確保する必要性があったことや、所得税が本来発揮すべき所得再分配機能を面倒させる等の考え方から、合計所得金額が1,000万円を超える居住者については、配偶者控除を適用しないこととされました。(山法33①)。

配偶者控除等の見直しを行うこととしたものです。
なお、今般の見直しに当たっては、(2)で後述する「配偶者の取扱いの引上げ」のほかにも、配偶者控除を禁止する條や、失職世帯に対し配偶者の収入にかかわらず適用される控除、いわゆる「失職控除」を導入するとの案も検討されました。しかし、与党の「平成29年税制改正大綱」(平成28年12月8日)において、配偶者控除は、扶養控除と同様、一定の収入以下の配偶者がいる眷族税の掛率を調整する仕組みであり、諸外国においても配偶者の存在を考慮した仕組みが設けられています。されば、配偶者控除を廃止して同様の配慮も行わないことは問題があると指摘されています。

また、いわゆる「夫婦控除」についても、高所得者の夫婦世帯にまで配慮を行えば、非常に多くの財源を必要とするごと、国民の理解が深まっているとはいえないことなどの問題があるとされたところです。

(2) 改正の考え方

上記1で述べたような税収調整をめぐる既存の課題に対応するため、今般、配偶者特別控除について、所得控除額38万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を85万円(給与所得

「消防団員の処遇等に関する検討会」
最終報告書

令和3年8月
消防団員の処遇等に関する検討会

はじめに

消防団員数の減少が危機的な状況となっている。

全国の消防団員数は、平成30年度から2年連続で1万人以上減少し、令和2年4月1日時点では81万8,478人となり、このままでは80万人を切るのも時間の問題である。

他方で近年、災害が多発化・激甚化していることもあり、消防団員一人ひとりの役割が大きくなっている現状に鑑みると、団員の労苦に報いるための適切な処遇のあり方や、より幅広い、今の時代に合った団員確保策を検討する必要があるという考えのもと、昨年12月に消防庁において本検討会を発足させ、これまで計7回にわたる議論を行ってきた。

本検討会においては、まずは前半に、消防団員の適切な処遇のあり方、具体的には、出動に応じて支払われるいわゆる「出勤手当」と、個々の出勤とは別に消防団員に対して年額で支払われるいわゆる「年額報酬」について検討した。また、団員本人に支給される出勤手当・年額報酬等とは別に、消防団の運営に必要な経費のあり方についても検討した。これらの内容について、一定の方向性について合意を得たことを受け、本年4月9日に中間報告書を取りまとめたところである。

中間報告書の取りまとめ後、改めて、総論としての消防団を取り巻く社会環境の変化と消防団に与える影響、消防団の存在意義・役割とともに、個別論点として消防団に対する理解の促進、幅広い住民の入団促進、平時の消防団活動のあり方といった事項について、引き続き議論を深めてきた。中間報告書及びこれまでの議論を踏まえ、ここに結論として最終報告書を取りまとめる。

本報告書を踏まえ、全国各地において消防団員の処遇改善をはじめとして、社会環境の変化に対する消防団の適切な対応等が進み、団員数の確保、ひいては地域防災力の一層の充実・強化につながることを切に期待したい。

令和3年8月

消防団員の処遇等に関する検討会
座長 室崎 益輝

(目次)

序、検討の趣旨	3
I. 消防団の現状	3
1. 告年層の入団者数の大幅な減少等	3
(1) 消防団活動の多様化（多様な個性を有する住民の参画の必要性）	3
(2) 告年層の価値観の変化	3
(3) 各市町村における消防団の役割の検討	4
II. 今後の消防団運営に当たり取り組むべき事項	5
1. 装備等の整備改善	6
2. 消防団に対する理解の促進	6
(1) 消防団活動に対する社会的な認識、理解	6
(2) 消防団員の加入促進広報	6
(3) 消防団全体のイメージアップ	6
3. 幅広い住民の入団促進	8
(1) 使用者の入団促進	8
(2) 女性の入団促進	8
(3) 学生の入団促進	8
(4) 将来の担い手育成	8
(5) 新たな社会環境に対応する團運営	8
4. 平時の消防団活動のあり方	12
(1) 地域の実態に即した災害現場で役立つ訓練	12
(2) 操法本来の意義の徹底	12
(3) 操法大会のあり方	12
5. 装備等の充実	14
6. おわりに	15
開催要綱	16
委員名簿	17

附録資料
別添1 装備編
(「消防団員の処遇等に関する検討会」中間報告書（令和3年4月9日）抜粋)
別添2 「消防団員の報酬等の基準等について」（令和3年4月13日付け消防
地第117号消防庁長官通知）

序・検討の趣旨

我が国は、その自然的条件から各種の災害が発生しやすい特性を有しており、近年では、未曾有の大災害である平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震、平成30年7月豪雨（西日本豪雨）、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨などによる災害が毎年のように発生している。

こうした災害の発生時には、多くの消防団員が即時に出動し、災害防除活動、住民の避難誘導・支援、被災者の救出・救助等に当たっている。地域を熟知した消防団員による活動は、多くの人命を救うなど大きな成果を挙げており、令和3年2月に発生した福井県足利市における林野火災で多くの消防団員が献身的に消火活動に当たったことが報告された。

また、自らも被災しながら危険な現場において行われる献身的な活動は高く評価されている。多くの消防団員が殉職、犠牲となつた東日本大震災後、議員立法で制定された「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年法律第110号）では、今後も自然災害の頻発が懸念されることを念頭に、消防団は「将来にわたり地域防災力の中核として大きくことのできない代替性のない存在である」とが明記されている。

同法の趣旨を踏まえ、全国の市町村、消防団関係者において、消防団の強化、地域防災力の充実に向けた懸念の努力がなされているところであり、敬意を表すものである。しかしながら、人口減少、青齢化が進む我が国にあって消防団を取り巻く情勢は一層厳しさを増している。このような中、住民一人ひとりの命を守る消防団をどのように充実強化していくのか、現状や取り組むべき事項について、以下とおり分析、検討した。

1. 消防団の現状

1. 消防団を取り巻く社会環境の変化と消防団に与える影響

（1）若年層の入団者数の大幅な減少等

序で述べたとおり、消防団は、我が国の防災体制において、地域に密着した「地域防災力の中核」として極めて重要な役割を担っているが、団員数は減少が著しく、危機的な状況となっている。

近年は、退団者が減らないのにに対し、入団者数の減少が著しく、特に、20代の入団者数がここ10年間で約4割減少、30代も約2割減少するなど、若年層の入団者数の減少が、団員数減少の大きな要因となっている。特に災害が多発化・激甚化し、消防団への役割もさらにも多様化し重要なものとなっていることから、若年層の消防団への新規加入者の増加は、喫緊の課題である。

他方、少子化の進展により、若年層そのものが減少していることに加え、被用者の割合が年々増えていることに伴い、消防団に占める被用者の割合も増加している。昭和40年度には26.5%、昭和60年度には54.5%だった消防団員に占める被用者の

割合は、令和2年度には73.9%まで増加した。とりわけ若年層にとっては、雇用者の理解なくして入団することは難しく、また、家族等の理解もこれまで以上に必要となっている。

消防団員数の確保に当たっては、社会環境の変化に合わせ、消防団を若年層や被用者がより参加しやすいものとし、また雇用者である企業や家族等を含めた社会全体の理解をより得いく必要がある。

（2）消防団活動の多様化（多様な個性を有する住民の参画の必要性）

様々な地域が存在し、さらに災害が多発化・激甚化している中、消防団に求められる役割も自ずと多様化している。

多発化・激甚化する災害に適切に対応するため、これまで、各関係者が様々な取組を行っているところであるが、今後更なる消防団の人的体制の整備と活動環境の改善が重要であり、女性消防団員や学生消防団員や学生消防団員等も含めた多様な人材を確保することが必要である。また、消防団が常備消防や市町村の防災部局、警察や自主防災組織など防災を担う様々な主体と、教育・研修・訓練の場面を含め連携し、各主体が適切に役割分担しながら災害に取り組み、地域防災力を充実強化していくことが必要となる。

その前提として、まずは改めて、消防団の存在意義・役割や他の主体との違いを踏まえ、今後の消防団のあり方や運営を考える必要がある。

（3）若年層の価値観の変化

一般に若年層の価値観がより家庭やプライベートを優先する方向に変化してきていると言えている。例えば、平成30年版子供・若者白書「就労等に対する若者の意識」によると、仕事より家庭・プライベートを優先したいという若者は、前回調査（平成23年度）に比べ10ポイント以上高く、男女とも半数を超えている。また、令和3年版男女共同参画白書によれば、共働き世帯は年々増加しているほか、男性的育児休業取得率も近年上昇している。

「団活動は歓しく負担が重い」「そのような消防団のイメージは、変化する世帯構成・労働形態や、若年層の価値観に合わないものであり、若年層の消防団の加入意欲の低下につながっている」との指摘がある。

消防団の将来を担う若年層がそうしたイメージを抱いているのであれば、そうしたイメージを拭拭し、消防団の存在意義や役割を十分に理解してもらい、ひいては消防団への加入につながるよう、広報のあり方を含め見直していく必要がある。

2. 消防団の存在意義・役割

社会環境の変化に消防団がどのように対応するかの議論の前提として、まずは改めて、消防団の存在意義・役割を整理する必要がある。

(1) 消防団の存在意義

消防団の存在意義として、從来から、主に以下の点が挙げられている。

- ・地域密着性・要員対応力・即時対応力という3つの特性を有する地域防災力の中核
- ・常備消防とともに「公助」を担いつつ、地域における「共助」の一翼を担う存在

社会環境が変化していく中でも、このような消防団の存在意義は不变であり（むしろ「公助」として担う範囲も含め大きくなっている）、引き続き、地域防災力の中核として、消防団という存在は推進されなければならないことは言をまたない。

また、消防団は、地域住民が主体となる組織であるという点で、同じく地域防災力を担う他の主体である、自主防災組織等と共通する点があるが、それらの組織が各自の自主性に依拠するものであるのに対し、消防団は消防組織法において、市町村の消防に付いては、条例に基づき、市町村長がこれを管理する。

消防団長が消防団の事務を統括し、所屬の消防団員を指揮監督するなどと規定されるなど、消防機関の一つであり、指揮命令系統がはつきりしているという大きな特徴と意義を有している。

このように、消防団は、いかなる災害に対しても、組織的に活動できるという特性を活かしながら、常備消防・自主防災組織・地域住民等と適切に連携し、活動すべき存在である。

(2) 各市町村における消防団の役割の検討

その一方で、消防組織法上、消防に関する責任は、市町村に帰属することとされていることから、多様化・激化する各種の災害に対し、消防団が常備消防や自主防災組織等と連携しつつ具体的にどのような活動を行うべきかについて、各地域の実情に平時に於いて消防団がどのように活動を行うべきかについて、は、各地域の実情に応じて、各市町村で引き継ぎ十分に検討していく必要がある。

また、国や都道府県は、各市町村の検討に資するよう、各地域における多様な消防団活動について、情報収集・情報提供を行うべきである。

1. 稼働等の処遇改善

本検討会においては、まずは前半に、報酬等の処遇改善について検討した。それは、これらの改善が団員本人の士気向上に繋がることはもちろん、消防団活動に対する家族等の理解を得るためにも不可欠だと考えられるためである。とりわけ出動手当については、災害時の出動のように自らも危険であるにもかかわらず地域住民の安全・安心を守るために行われるものに対しては相応の処遇をすべきであるという問題意識のもと、その適切な方について深く検討を行ったところである。また、団員本人に支給される出動手当・年額報酬等とは別に、消防団の運営に必要な経費のあり方にについても検討した。その内容については、令和3年4月9日に中間報告書として取りまとめたところである。この内容を抜粋し、別添1「報酬編」としており、その内容についてはこちらを参照されたい。

中間報告書を受け、消防庁において、「非常勤消防団員の報酬等の基準」が4月13日に策定され、各地方公共団体に対し通知された（「消防団員の報酬等の基準の策定等について」（令和3年4月13日付け消防地第171号消防長官通知））。この内容については、別添2としており、参考されたい。なお、この消防庁の基準では、中間報告書において「1日当たり7,000～8,000円程度を、支払うべき標準的な額として定めることが適当である」としていった出動報酬の額について、1日当たり8,000円を標準としたことは待筆すべき点であり、国においてはそれを踏まえた財政措置を講じることが重要である。

また、中間報告書及び消防長官通知の内容においては、消防庁において、都道府県等に対し積極的に説明会を開催するなど、その内容の周知に努めているものであります。今後、各市町村においては、これらに沿って消防団員の処遇のあり方を速やかに見直されたい。

2. 消防団に対する理解の促進

(1) 消防団活動に対する社会的な認識、理解

これまで述べたように、消防団は地域住民の生命、身体、財産を守るために必要不可欠な存在であり、その活動は、団員一人ひとりの献身的な努力によって支えられている。今後、取り組まなければならぬ事項は多岐にわたるが、消防団の存在意義、団員一人ひとりの活動について、社会的な理解を深めていくことは非常に重要なである。

例えば、近年の風水害においても、消防団は警戒段階から危険が予測される箇所のバトロールなどに出動し、異常を察知すればいち早く住民避難を呼びかけ、安全に避難誘導するなど、地味ながら住民の生命を守るために重要な役割を果たしている。また、大規模な林野火災において、住家への延焼を防ぎ、人的・物的被害を最小限に抑え鎮圧するためには、多くの人員を動員する必要があり、常備消防だけでは到底対応できない。飛び火警戒、多くの箇所に点在する火種の完全消火など消防団員による活動は不可欠である。

II. 今後の消防団運営に当たり取り組むべき事項

I-1で述べた社会環境の変化に対応するとともに、I-2で述べた消防団の存在意義や役割を実現するため、消防団に求められる事項は多岐にわたる。これらの事項についてはこれまででも様々な取組を行ってきたところであり、国や都道府県、市町村は、それぞれの事項について引き続き異なる検討や取組を深めることが重要である。

こうした地域の安全、安心に欠くことのできない消防団活動について、多くの国に認識いただき正に評価いたくことが、これからとの取組全体を推進していくうえで必要である。災害時に限らず、平時から様々な地場活動等に参加するなど、消防団の存在意義や役割について地域住民にアピールするため努力を重ねている団も多く存在するが、厳しい財政状況の中、Ⅱ-1で述べた報酬等の処遇改善を行うことについて理解を得るためにも、こうした社会的な評価は重要である。また、現に活動している団員にとっては、処遇改善と併せて、地域社会から感謝されること、それを実感できることが、家族の理解やモチベーション向上につながる。何よりも、住民が消防団の役割や活動に意義を見出し、協力、参画しようと思えることがその前提となり、ひいては今後の団員確保につながるものと考えられる。

こうしたことなどを念頭に以下の各取組を行っていくべきである。

(2) 消防団員の加入促進広報

ア 現状

消防団員への加入を促進する広報については、これまで、消防庁の消防団オフィシャルウェブサイトの各種コンテンツ、入団応援キャンペーン、PRムービーコンテスト、各市町村の広報誌等により実施されている。このことにより、消防団という存在自体の認知は進んでいるものの、消防団への加入が進んでいないのは、消防団の存在意義や役割、やりがいや待遇等が住民に対し十分に伝わっていないことが原因の一つと考えられる。

消防団の存在意義や役割、やりがいや待遇等が伝わるような広報の展開そのため、まずは、ホームページ・広報誌等、国や各地方公共団体が保有する既存の広報媒体を活用し、消防団が災害時に活躍している姿や実績、団員の声などを写真や動画で掲載したり、団員の報酬等について掲載したりするなど、多くの住民に対し消防団の存在意義や役割、やりがいや待遇等が伝わるような広報を積極的に行うべきである。

ウ オンライン加入フォームの整備

また、加入したいと思った人がすぐ加入できるよう、いつでも入力可能なオンラインの加入フォームを各市町村において整備することも、加入促進に向けた有効な選択肢の一つと考えられる。

エ SNSの活用の検討

若年層の新規入団者の確保のために、若年層の主な情報入手手段がSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）であることを踏まえ、国や地方公共団体における消防団員の加入促進広報においても、SNSの積極的な活用を検討すべきである。ただし、SNSを活用する際は、SNSが双方向のコミュニケーションツールであることから、広報内容に団活動の実態が伴っていないと、批判的なコメント等を通じ、却つて消防団のネガティブな情報が拡散されてしまうおそれがあるので注意が必要である。

(3) 消防団全体のイメージアップ

ア 現状

消防団全体のイメージアップについては、これまで、総務大臣感謝状・消防長官表彰をはじめとした各種表彰事業や、(公財)日本消防協会による消防団本授の店や消防応援団等の取組、また、操法大会で優勝した団員の家族に対し感謝状を贈呈する自治体の取組などを通じ、一定の効果を得てきている。

消防団のイメージ向上、社会全体で消防団を応援していくという雰囲気作り消防団が円滑に活動していくためには、社会における消防団の地位の向上、すなわち消防団のイメージをより良いものとし、社会全体で消防団を応援していくという雰囲気を作っていくことが肝要である。

今までの取組を引き続き行いつつ、あわせて多発化・激甚化する近年の災害に対応し地域の安全・安心を守るために活躍する消防団の姿をアピールし、消防団のイメージの向上を図っていく広報をさらに充実させるべきである。

3. 幅広い住民の入団促進

使用者、女性、学生等は、今後の消防団運営において大きな役割を担う層である。

当該層の入団を促進するため、消防庁がこれまで行ってきた各種取組の深化や、各団体が行っている先進的な取組を参考に、各市町村は積極的な入団促進を行なべきである。

例えば、多様な住民が消防団に参画するためには、基本団員の元気を前提しながらも各団員の得意分野を活かせる機能別団員や機能別分団の創設が有効であると考えられることから、さらに積極的に推進していくべきである。

(参考) 機能別団員の数

平成22年：7,706人 → 令和2年：26,095人（いずれも4月1日時点）
(参考) 機能別団員・機能別分団の例

・大規模災害団員（機能別団員）

・自主防災組織等で防災活動を中心的に行な役割を担う。
・応急手当普及団員（機能別分団）
・元消防職員で情報伝達や避難誘導等を遂やかに行な役割を担う。

・応急手当普及団員（機能別団員）

・元消防職員で構成し、専門的な知識を活かし、基本分団等への指導・協力等を行う役割を担う。

(1) 指用者の入団促進

ア 現状

消防団員に占める被用者の割合は年々増加している。

(参考) 全消防団員に占める被用者の割合 令和2年：73.9%

※平成22年：68.2% 平成22年：70.5% (いずれも4月1日時点)

被用者の入団促進には、企業の理解の促進が前提となるため、国や都道府県、市町村は、企業に対する働き掛けにより一層取り組むべきである。

イ 消防団協力事業所表示制度の活用

消防団協力事業所表示制度は、平成18年に導入されて以降、導入市町村数は年々増加し、令和2年4月1日時点では、397となっている。企業の消防団活動への理解を醸成するために、消防団協力事業所表示制度は有効と考えられ、未導入の市町村においては、これまで消防庁から通知されているとおり、速やかに導入を進めるべきである。

さらに、既に複数の県で導入されている消防団協力事業所に対する法人事業税等の減免措置など、企業側のインセンティブについて都道府県や市町村における検討を改めて促すなど、国においても取組を進めるべきではないか。

ウ 都道府県の主体的関与

また、市町村を超えて連動等する人がいるため、企業の消防団活動への理解の醸成は、市町村が主体となるだけではなく限界がある。

そのため、特に被用者の入団促進に当たっては、商工団体等に対する働きかけなど、都道府県も主体的に関与すべきである。

(2) 女性の入団促進

ア 現状

女性消防団員数は一貫して増加しているものの、まだその数は少ないのが現状である。

(参考) 女性消防団員数 令和2年：27,200人

※平成22年：19,043人

全消防団員に占める女性の割合 令和2年：3.3%

※平成22年：2.2%

女性消防団員がいない消防団数 令和2年：548団/2,199団

※平成22年：1,081団/2,275団 (いずれも4月1日時点)

イ 女性消防団員の活動事例の開拓

女性消防団員は基本団員としての活動のほか、高齢者宅を訪問しての火災予防活動や、市民を対象とした応急手当講習など、幅広い分野で活躍している。全国においては、全国女性消防団員活性化大会の開催を通じ、女性消防団員の活動を周知しているが、より積極的に女性消防団員の活動や活躍の好事例を収集し、

市町村に情報提供するべきである。例えば、検討会において委員から紹介のあつた、子供がいる女性消防団員の声を反映し、訓練に子供を連れてこられるように工夫した事例や、女性消防団員による新しい活動の開拓の事例などが考えられる。また、多様な住民が参加しやすい消防団となついくためにも、現在、女性消防団員がない消防団は、これまででも消防庁から通知されているとおり、速やかに加入を進めるべきである。

ウ 環境整備

女性消防団員が活動しやすいよう、例えば緊急防災・減災事業費を活用した、消防団拠点施設の增强の一環としての女性用更衣室の整備等を通じ、更なる環境整備に努めるべきである。

エ 個性に応じた消防団の実現

女性の加入促進に取り組みながら、今後は、ジェンダーに関係なく、団員個人がそれぞれの個性・能力を一層発揮できるようにしていくことが求められるであろう。

(3) 学生の入団促進

ア 現状

学生消防団員数は年々増加している。

(参考) 学生消防団員数 令和2年：5,404人

※平成22年：1,804人 平成27年：3,017人 (いずれも4月1日時点)

学生は、現在又は将来の消防団員候補として有力であり、国や都道府県、市町村は、学生の入団促進に取り組むべきである。

イ 学生消防団活動認定制度の活用

学生消防団活動認定制度は、平成26年に導入されて以降、導入市町村数は年々増加し、令和2年4月1日時点では323となっている (参考: 大学立地市町村は547)。学生の入団促進に当たっては、そのインセンティブとなる学生消防団活動認定制度が有効であると考えられる。

特に、住民に占める学生の割合が高い大学立地自治体は、これまででも消防庁から通知されているとおり、速やかに学生消防団活動認定制度を導入すべきである。

(4) 将来の担い手育成

ア 少年消防クラブへの幅広い参加

地域防災力の向上のためには、幼い頃からの防災教育の充実が重要であり、少年消防クラブの存在や活動が果たす役割は大きい。少年消防クラブについては、これまでにも消防団等から被災経験、災害教訓、災害への備え等について学びつつ、全国少年消防クラブ交流大会やヨーロッパ青少年消防オリンピックも含めた幅広い活動が行われているところであり、こうした少年消防クラブのさらなる活動活性化が期待される。

また、少年消防クラブ員は将来の消防団の担い手として期待されることから、地域の実情を踏まえつつ、さらに年齢制限の緩和等を進め、高校生も含めた幅広い層の参画を促していくべきである。

なお、少年消防クラブの加入対象が男児に限られないのは当然であり（少年法（昭和23年法律第168号）など、法令上の「少年」という文言は性別にかかわらず用いられているのと同様）、性别や年齢を問わず幅広い参画を促す観点から、地域の実情に応じて名称変更しても差し支えない旨を周知することとしてはどうか。

イ 高校生に対するアプローチ

(ア) 意識啓発の推進

高校生は、未来の消防団を担う層として、学業との両立に留意しつつ、早い段階で、消防団への加入に向けた意識啓発を行うことが重要である。

そこで、高校生に対するアプローチとしては、先進事例を参考にした機能別分団の創設や少年消防クラブの対象年齢引き上げ等の対応による、在学中及び卒業後の消防団への加入を円滑にする意識啓発を推進すべきである。

(イ) 都道府県の主体的関与

高校生へのアプローチについては、高校を通じた周知・広報が基本となることから、市町村が主体となる事業のみでは限界があり、都道府県（都道府県教育委員会）が主体となる意識啓発事業の実施を促すべきである。

(参考) 都道府県教育委員会が行う意識啓発事業の例

・避難訓練時に消防団員を講師として招へいし、講義やが水体験を実施する
・総合的な探求の時間等で、地域防災をテーマに消防団員にインタビューする等

実際に、高校生の少年消防クラブ員が多い都道府県では、対象年齢の引上げを要請した消防厅通知や、地域防災力向上のための次世代的人材育成について、地元議会で取り上げられたことを契機として、各高校に働きかけを行い、クラブが結成されている。

さらに、機能別団員として高校生の入団促進に取り組んでいる市もあり、国から各都道府県に同様の取組を働きかけていくべきである。

また、文部科学省も学校安全の推進のため、消防団を含む防災部局との連携を推進している。

消防厅においては、高校における高校生の意識啓発事業を円滑に推進する環境整備のために、文部科学省との協議を行なうべきである。

(ル) 新たな社会環境に対応する団運営

ア 団運営の更なる工夫改善

これまでにも触れただおり、近年の災害の状況等に対応して消防団がその使命を果たしていくためには、消防団活動の前提となる防災気象情報の把握、地域の実態に即した防災・減災への活動等、幅広い新たな活動を展開することができる団運営が

必要である。

消防団の運営については、団幹部の方々が中心となりながら、市町村長や市町村の担当部局と密接に連携し、平時・有事を問わず消防団が一丸となり、必要な行動をとることができるように努力しているが、これからの中社会環境において消防団がより適切に使命を發揮していくため、さらに随所で工夫改善の努力をすることが必要となる。

イ 団運営における幅広い意見交換

消防団は、一貫した指示のもとに、一致団結して行動を展開する必要があるが、このことについて、近年、特に若い火たちのなかから、上意下達、命令一下が厳しく、自分たちが自由に意見を述べ、団運営に反映させることができることが難しいという声があるとの指摘もされている。

それぞれの消防団によって様々に実態があると考えられるが、こうした指摘も踏まえつつ、消防団が上述のような温ない新たな活動を適切に行なうためには、それの行動に関する知識をもち、あるいは研究をし、必要な行動をすることに意欲をもつ人材を確保しつつ、消防団全体のなかでこれらの幅広い活動に適切に対応していくため、団内部での幅広い意見交換を十分に行なわなければならない。

ウ 市町村・地域住民との連携

消防団が新たな社会環境に対応して活動するための装備や必要経費の確保などのためには、市町村長や市町村の担当部局との連携は不可欠である。一人ひとりの力の發揮による消防団の総合力向上には消防団を挙げてこれを推進し、これらの蓄積のなかから消防団は、地域の安全確保に一層貢献することができるものである。

また、地域防災力の強化が不可欠な環境になっており、地域住民との連携、その過程での十分な話し合いや理解の促進も必要となる。こうした連携等を進めることは消防団の透明性、一体感がさらにもっと身近な頃りになる機関として、参加への関心を高めることにもつながる可能性がある。

4. 平時の消防団活動のあり方

(1) 地域の実態に即した災害現場で役立つ訓練

消防団の活動は危険と隣り合わせであることから、団員の安全確保のためには指挥命令系統の確立と規律の醸成が必要不可欠である。

訓練は、そのために必須のものであり、いわば消防団活動の基本ともいべきものである。

特に操法は、消防活動における基礎的な動作をまとめたもので、消防団員が火災現場の最前線で安全に活動するためにも重要なものである。

一方で、近年頻発する豪雨災害などにおいては、消防団員が生民の避難誘導・支援や、迷子になった方の救助などによる救助を実施するなど、消防団が果たす役割は多様化している。こうした活動を安全に実施するためにも、風水害や地震、豪雪等、火災以外の災害に対応する訓練の重要性がますます高まっている。

こうした状況を踏まえ、消防庁においては、消防団全体の災害対応能力の向上を図るために、「平成26年に「消防学校の教育訓練の基準」を改正するとともに、救助活動に資する「救助用資機材等搭載型消防ポンプ自動車」等を各市町村に無償で貸付ける事業等を行っている。

各市町村においても、それぞれの地域における消防団の役割を十分果たすためにより地域の実態に即した災害現場で役立つ訓練について様々な工夫が行われているところであるが、引き続き幅広い団員や地域住民などの意見を取り入れつつ、積極的な検討を行うべきである。

また、消防団にとって有効だと考えられる訓練事例等については、国からも情報提供等を行っていくべきである。

一方で、基礎的な操法の訓練に加え、地域の実態に即した多様な災害対応の訓練、を充実させるためには、これまで消防庁から通知されているとおり、団員に過重な負担がかかるないよう真に必要な訓練を効率的なスケジュールで実施するなど、地域の実情に応じて創意工夫を図るべきである。

(2) 操法本来の意義の徹底

II-4 (1) で述べたとおり、操法は消防団員が火災現場の最前線で安全に活動するためにも重要なものであるという意見がある一方、操法大会を前提とした訓練が大きな負担となり、幅広い住民の消防団への参加の阻害要因となっている、という指摘もある。

操法訓練の実施に当たっては、消防技術の習得といった操法本来の意義を徹底して行うことが望ましい。

(3) 操法大会のあり方

これまで多数の関係者の長年にわたる献身的努力により、全国、都道府県、市町村など、それぞれの段階で操法大会が運営されてきた。

操法大会については、昭和30年の国的通知において「団体的規律行動の適切と消防活動の技術力の高さを競い、ひいては消防団全体の技術の向上を図るため、どもに、「彼らに出演隊は、勝敗にこだわり、開催の目的に背き、物議をかもすが如きことがないように」という留意点が示されている。このような通知に則した大会運営について、関係者において努力がなされているが、近年、大会を過度に意識した訓練の実施、大会での行動の形式化という指摘がある。これらにも配意しつつ、適切な大会運営に努める必要があることから、主催者において、先に述べた通知の趣旨を踏まえた点検、随時の見直しを行っていくことが重要である。

全国消防操法大会については、主催者のひとつである（公財）日本消防協会が中心となって、具体的な操法の内容について、パフォーマンス的な動作、セレモニー的な動作については見直すという方向での検討を始めることとしている。

都道府県や市町村の操法大会については、全国大会の見直しの検討状況も踏まえつつ検討を行うべきである。例えば、検討会における事例紹介や意見のように、実際の災害に合わせた装備や内容による大会の実施や、出場隊を輪番制にすることによる毎年の訓練の負担軽減、順位をつけない発表会形式として過度な競争性を抑止するなどの手法が考えられる。

5. 装備等の充実

消防団の役割の多様化に伴い、消防団に対する安全装備や救助用資機材等の配備など、活動内容に見合うよう装備を充実させることが重要である。各市町村においては、消防団に求める役割に見合う装備を充実させるとともに、国や都道府県においては、市町村に対し、平成26年に改正した消防団の装備の基準等を踏まえた装備の充実を促すべきである。

消防庁では、平成30年度から「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」及びそれに続く令和3年度からの「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」の一環として、頻発化する豪雨等を踏まえた消防団の災害対応能力の向上のための資機材整備に取り組んでおり、浸水被害に応じた排水ポンプ、救命ボート、ライフジャケットなどの整備が進んでいる。こうした災害対応時の安全確保に向けた取組を今後も継続的・積極的に行っていくべきである。

また、消防団活動に必要な知識や技術の習得は、消防団の役割の多様化に対応する必要があり、団員一人ひとりにとつて大きなメリットとなるのみならず、ひいては消防団加入のインセンティブとなり、入団者数の増加にも資すると考えられる。

国や都道府県においては、消防団員の知識や技能向上に資する取組を充実させるとともに、市町村においては、こうした消防団員の知識や技術の習得に積極的に取り組むべきである。なお、こうした教育・研修の機会においては、消防部局のみの対応にどどまるごとなく、自主防災組織の研修等を行っている市町村の防災部局と連携をとることが重要である。

おわりに

地域防災力の中核を担う消防団は、災害が多発化・激甚化する中、ますますその重要性が高まっている。これまで多くの消防団関係者の方々による努力の積み重ねにより、消防団が現在まで受け継がれてきたことについては、高く評価されるべきである。一方で、消防団を取り巻く社会環境が変化し、とりわけ若年層の入団者数が大幅に減少する中、今後も将来にわたって消防団を継承していくために何をすべきか、改めて地域においてしっかりと議論を行う必要がある。こうした地域における議論に向けた契機となるよう、本検討会ではこれまでになく踏み込んだ内容を議論してきたところであり、その旨をご理解いただきたい。

各市町村においては、本報告書の趣旨を十分理解のうえ、消防団運営のある方等についてしっかりとご検討いただき、また、国や各都道府県においても、必要な取組を実施していただき、地域防災力の充実・強化に努めいただきたい。

本報告書や、これを受けて各関係者が行う取組がその大きな一步となることを期待してやまない。

「消防団員の待遇等に関する検討会」開催要綱

- 1 目的

近年、消防団員数は減少の一途をたどり、特にこの2年は毎年1万人以上減少する危機的状況にある一方で、災害の多発化・激甚化が進み、消防団員一人ひとりの役割が大変重要なものとなっている。

こうした消防団員の労苦に報いるため、報酬・出勤手当をはじめとした団員の適切な待遇のあり方等について検討を行い、ひいては消防団員を確保することを目的として、「消防団員の待遇等に関する検討会」(以下「検討会」という。)を開催する。
- 2 検討事項

検討会は、消防団員を確保することを目的として、以下に掲げる事項について検討する。

 - (1) 消防団員の報酬・出勤手当をはじめとした適切な待遇のあり方
 - (2) 消防団員の加入促進 等

3 検討会

- (1) 検討会の委員は、別添のとおりとする。
- (2) 検討会に座長を置く。座長は、主催者である消防庁長官が委員の中から指名する。
- (3) 座長は、検討会を代表し、会場を統括する。
- (4) 検討会は、原則公開となるが、特段の理由がある場合には、委員の過半数の賛成で非公開とすることができます。

- 4 運営

(1) 検討会の庶務は、消防庁国民保護・防災部防災課地域防災室が処理する。

(2) 本要綱に定めるもののほかは、主催者と協議の上、座長が定める。

- 附 則
この要綱は、令和2年12月15日から施行する。

消防団員の待遇等に関する検討会

委員名簿

(敬称略、五十音順)

座長 室崎 益輝 (兵庫県立大学大学院防災復興政策研究科長)

委員 秋本 敏文 (公益財團法人日本消防協会会长)

安達 由紀 (鳥取市消防団女性分団団員)

石橋 繁 (公益財團法人千葉県消防協会会长)

太田 長八 (東伊豆町長)

荻澤 法 (消防庁国民保健・防災部長)

小出 麟治 (千葉県市原市長)

重川希志依 (常葉大学大学院環境防災研究科教授)

花田 忠雄 (神奈川県くらし安全防災局長)

山内 博貴 (全国消防長会総務委員会委員長 (京都市消防局長))

[第十一]

消防地第 171 号
令和 3 年 4 月 13 日

各都道府県知事
各指定都市市長

殿

消防庁長官

消防団員の報酬等の基準について

消防団は、地域の消防防災体制の中核的役割を果たす存在ですが、消防団員数は 2 年連続で 1 万人以上減少しているという危機的な状況であり、今後数年間で 80 万人を割り込むおそれもある極めて憂慮すべき事態となっています。消防庁では、このままでは消防団員の減少に歯止めがかかるず、地域防災力が低下し、ひいては地元住民の生命・財産の保護に支障をきたすといた、これまで以上に強い危機感のもと、講ずべき対策を検討するため、「消防団員の処遇等に関する検討会」を開催することとしました。同検討会では昨年 12 月から本年 3 月まで、まずは消防団員の適切な処遇のあり方について懇論を行つてきましたが、今般、同検討会における中間報告が別添参考 1 のとおり取りまとめられました。

消防庁では、中間報告を踏まえ、出動報酬の創設や、年額報酬及び出動報酬の基準の策定、報酬等の団員個人への直接支給の創設、消防団の運営費の適切な計上など、消防団員の処遇の改善に向け今後必要な措置として取り組むべき事項や留意事項を下記のとおり取りまとめました。

つきましては、市町村（一部郵便局組合を含む。以下同じ。）にあつては、本通知の内容や、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成 25 年法律第 110 号）第 13 条に依り、「国及び地方公共団体は、消防団員の処遇の改善を図るため、出動、訓練その他の活動の実績に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう、必要な措置を講ずるものとする」とされていることを踏まえて適切に取り組んでいただくとともに、都道府県にあつては、貴都道府県内の市町村に対して、消防団員の処遇の改善等について積極的な取組を行うよう周知し、適切に助言されるようお願いいたします。

なお、本通知は消防法組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として策出するものであることを申し添えます。

記

- 1 消防団員の処遇の改善を図るため、別添 1 のとおり、「非常勤消防団員の報酬等の基準」（以下本通知において「基準」という。）を定めたので、この基準及び別添 2 の留意点を踏まえ、各市町村において、消防団員の見直しを検討すること。
- 2 本來団員個人に直接支給すべき経費（年額報酬や出動報酬等）と、消防団や分団の運営に必要な経費（装備や制服に係る経費、維持管理費、入団促進や公報に係る経費等）は適切に区別し、それぞれを各市町村において適切に予算措置すべきであること。
- 3 各市町村においては、消防面と協議のうえ、十分な検討を行い、必要な条例改正及び予算措置を実施すること。条例については、令和 4 年 3 月末日までに改正し、同年 4 月 1 日から施行すること。予算については令和 4 年度当初予算から必要な額を計上すること。
- 4 基準の制定にあわせ、「〇〇市（町村）消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（例）」（昭和四十年七月一日首脳乙教第 7 号）を別紙 3 のとおり改正するので、各市町村においては条例の改正にあたり参考にされたること。
- 5 出動報酬の創設に伴う報酬関係については、国税庁と協議のうえ、追つて消防庁から通知することとしていること。
- 6 出動報酬の創設等に伴い、地方交付指撥については、令和 4 年度から基準等を踏まえて見直しきをを行う方向で検討することとしていること。

以上

非常勤消防団員の報酬等の基準

消防団を中心とした地域防災力の充実強化に關する法律（平成25年法律第110号）第13条に掲げる必要な措置を実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第1項及び第3項に規定する非常勤消防団員の報酬及び費用弁償に関する基準を次のようく定める。

第1 非常勤消防団員の報酬の種類は、出動回数により支払われる年額報酬及び出動に応じて支払われる出動報酬の二種類とする。ただし、地域の実情に応じ、このほかの報酬を定めることを妨げない。

第2 年額報酬の額は、「消防団員の階級の基準」（昭和39年消防庁告示第5号）に定める「団員」階級の者については、年額36,500円を標準とする。「団員」より上位の階級にある者等については、市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）において、業務の負荷や報酬等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定める。

第3 出動報酬の額は、災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）に関する出動については、1日当たり8,000円を標準とする。災害以外の出動については、市町村において、出動の態様（訓練や警戒等）や業務の負荷、活動時間等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定める。

第4 上記に掲げる報酬のほか、出動に伴い実費が生じることも踏まえ、消防団員の出動に係る費用弁償については、必要額を指置する。

第5 報酬及び費用弁償は、消防団員個人に対し、活動記録等に基づいて市町村から直接受けられる。

非常勤消防団員の報酬等の基準に係る留意点について

非常勤消防団員の報酬等の基準（以下「基準」という。）に掲げる事項については、以下の点に留意すること。

- ・基準全体について
 - この基準は、令和4年4月1日から適用すること。ただし、特に第5の支給方法については、從前より消防庁から助言していることも踏まえ、市町村において前倒しで実施することが望ましいこと。
 - 第1について
 - 報酬の種類については、報酬が賄賂に対する反対給付であることに鑑み、即ち体制とするために必要な作業や、消防団員という身分を持つことに対する基本的的な性格を持つ年額報酬と、出勤に応じた成果的な報酬としての出動報酬の二種類を定めていること。
 - 第2について
 - 年額報酬の額については、基準に定める標準額を上回る報酬額が適切でないという趣旨ではなく、基準の適用日前に標準額を上回る報酬額を定めている場合には、本通知の処置の改善を図るという趣旨に照らして検討すること。
 - また、「団員」より上位の階級にある者や接觸別団員等の年額報酬については、市町村において業務の負荷や報酬等を検査して均衡のとれた額を定めること。
 - 第3について
 - 出動報酬の額については、年額報酬と同様、基準に定める標準額を上回る報酬額が適切でないという趣旨ではなく、基準の適用日前に標準額を上回る報酬額を図るという趣旨に照らして検討すること。
 - また、災害以外の出動については、標準額と比較して業務の負荷や活動時間等を勘案して均衡のとれた額を定めること（均衡をとる観点から、警戒、訓練等について、標準額を下回る額を定めることは差し支えない）。
 - 総時間の出勤や日付をまたぐ出勤、1日に複数回の出勤といった場合の取扱いについても、基本的には、業務の負荷や活動時間等を勘案し、標準額と比較して均衡をとりつつ、具体的な取扱いについては、各市町村において定めること。

○○市（町村）消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（例）の一部を改正する条例（例）

○○市（町村）消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（例）（昭和四十年七月一日自消乙教第7号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

- ・第4について
消防団員の出動に係る費用弁償については、地域の実情に応じて各市町村において定めることとし、その際には、他の非常勤職員の費用弁償の例によることが適当であること。
- ・第5について
報酬及び費用弁償については、団員個人に直接支給すること。
団（分団、部等を含む。以下同じ。）経由で団員個人に支給することも、透明性の観点から適切ではなく、団員個人に直接支給すること。
一部の団員については個人に直接支給し、その他の団員については団に支給する等の方法も、団員間の公平性の観点から適切ではなく、団員個人に直接支給すること。

2) 領事の領事官は領事官の職務に付ける。領事官は領事官の職務に付ける。

3) 領事官は領事官の職務に付ける。

1
62
3

改 正 後		改 正 前	
(国税課税)		(国税課税)	
第八条 国税は、因故の取扱いが「田園地」、農地は税額十円以下の場合は、「宅地」、田園地は税額百円以上場合は「宅地」である。区域(長崎市内に在る区域を除く。)は、田園地を有する場合は、あらかじめ税額十円以下の場合は、「田園地」、農地は税額十円以下の場合は、「宅地」。		第八条 国税は、因故の取扱いが「田園地」、農地は税額十円以下の場合は、「宅地」、田園地は税額百円以上場合は「宅地」である。区域(長崎市内に在る区域を除く。)は、田園地を有する場合は、「田園地」、農地は税額十円以下の場合は、「田園地」、農地は税額十円以下の場合は、「宅地」。	
(解説)		(解説)	
第十一条 因故の取扱いが「田園地」の場合は、一丁目以下の区域を除く。		第十一条 因故には、大字から属する区域を除く。	
2) 因故は、大字から属する区域を除く。		因 故 年 税 園 地 年 税 分 园 地 年 税 道 交 地 年 税 都 市 年 税 郊 外 年 税 因 貨 年 税	
3) 因故が改めて「農業」の取扱いが税額十円以下の場合は、次に示す区域を除く。		因 故 年 税 園 地 年 税 分 园 地 年 税 道 交 地 年 税 都 市 年 税 郊 外 年 税 因 貨 年 税	
改めて「農業」の取扱いが税額十円以下の場合は、次に示す区域を除く。		因 故 年 税 農 業 地 年 税 新 家 地 年 税 既 定 地 年 税 〇〇〇等地 年 税	
(解説)		(解説)	
第十一条 因故が改めて「農業」の取扱いが税額十円以下の場合は、次に示す区域を除く。		第十一条 因故が水火災、津波、高潮等の原因による場合は、次に示す区域を除く。	
七〇〇等地は、〇〇〇等地は、		木立の場合は、一丁目以下の区域を除く。	

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

[資料3]

事務連絡
令和3年10月5日

各都道府県消防防災主管部局 御中

消防庁地域防災室

消防団員の出動報酬の創設に伴う課税関係の検討状況について（情報提供）

出動報酬の創設に伴う課税関係については、「消防団員の報酬等の基準の策定等について」（令和3年4月13日付消防地第171号消防庁長官通知）において、「国税庁と協議のうえ、追って消防庁から通知すること」としていたところですが、今般、国税庁において「所得税基本通達の制定について」（法令解釈通達）の一部改正（案）が示され、それに対する意見公募手続が実施されました。（別添1）

あわせまして、現在の国税庁との協議状況の概要につきまして、以下のとおりお知らせいたしますので、各都道府県におかれましては、市町村（消防団の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）に対してこの旨周知されるようお願いします。

なお、本事務連絡の内容につきましては、あくまでも検討段階のものであり、今後関係部局との協議の結果内容が変更となる可能性があることを申し添えます。

記

- ・ 出動報酬は、給与所得として所得税の課税対象となる。
- ・ 市町村が毎年の源泉徴収税額表に基づき源泉徴収を行い、税引き後の額を団員に支給する。
- ・ 年額報酬については、引き続き、その年中の支給額が5万円以下であるものに限り、課税されない（年額報酬と出動報酬の合計額が5万円を超える場合であっても、年額報酬が5万円以下であれば、年額報酬については課税されない）。
- ・ 地方自治法第203条の2第3項の規定により支給するもので、出動に係る旅費等、職務を行うために要した費用の弁償であることが明らかなものについては、引き続き、所得税の課税対象とはならない。

担当：消防庁国民保護・防災部地域防災室

鈴木課長補佐、前田事務官

T E L : 03-5253-7561 (直通)

令和3年10月1日

国 稅 庁

「所得税基本通達の制定について」(法令解釈通達)の一部改正(案)
(非常勤の消防団員が支給を受ける報酬)に対する意見公募手続の
実施について

国税庁では、「所得税基本通達の制定について」(法令解釈通達)の一部改正について、別添のとおり予定しています。

これらの改正につき御意見等(日本語に限ります。)がありましたら、電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム、FAX又は郵便等により下記までお寄せください。

御意見等には、氏名又は名称、連絡先及び理由を付記してください。寄せられた御意見につきましては、氏名又は名称及び連絡先を除き公表させていただく場合があります。

なお、電話では御意見をお受けできませんのであらかじめ御了承願います。

また、御意見等に対しましては、個別には回答いたしませんので、あらかじめ御了承願います。

【募集期間】

令和3年10月1日(金)から令和3年11月1日(月)まで(必着)

【御意見の提出先】

- 電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント:意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント:意見提出フォーム」より提出を行ってください。

- FAXの場合

FAX番号: 03-3597-5793

国税庁 課税部 法人課税課 源泉所得税審理係宛

(FAXの件名に「『所得税基本通達』一部改正(案)に対する意見」と記載願います。)

- 郵便等による場合

〒100-8978 千代田区霞ヶ関3-1-1

国税庁 課税部 法人課税課 源泉所得税審理係宛

(封筒等の表面に「『所得税基本通達』一部改正(案)に対する意見」と記載願います。)

「所得税基本通達の制定について」(法令解釈通達) の一部改正(案)の概要

1 改正等の背景

(1) 所得税基本通達における取扱い

所得税基本通達では、消防組織法第18条《消防団》の規定に基づき市町村に設置された消防団に所属する非常勤の消防団員(以下「消防団員」といいます。)が当該市町村から支給を受ける各種の手当等に係る所得税の課税関係については、次のイ及びロのとおり取り扱うことを明らかにしています。

イ いわゆる「出動手当」(消防団員が、消防、水防等のための出動の回数に応じて支給を受けるもの)については、所得税を課税しなくて差し支えない。

ロ いわゆる「年額報酬」(消防団員が、出動の回数に関係なくあらかじめ定められている年額等によって支給を受けるもの)については、その年中の支給額が5万円以下であるものに限り、所得税を課税しなくて差し支えない。

このように取り扱うこととしているのは、「出動手当」及び5万円以下の「年額報酬」については、いずれも費用の弁償という性格を有していると考えられるからです。

(2) 消防庁における検討及び各市町村への通知

消防庁では、令和2年12月に有識者による「消防団員の処遇等に関する検討会」を立ち上げ、消防団員の適切な処遇の在り方等について検討を行ってきました。

そして、令和3年4月、同検討会により取りまとめられた報告書を受け、消防庁は、各市町村に対して、消防団員の処遇改善に向け今後必要な措置として次の事項を内容に含む通知を発出しました(令和3年4月13日付消防地171号「消防団員の報酬等の基準の策定等について」)。

イ 消防団員の報酬の種類は、「出動報酬」(出動に応じた成果給的な報酬)と「年額報酬」(即応体制をとるために必要な作業や、消防団員という身分を持つことに伴う日常的な活動に対する基本給的な報酬)の2種類とする(地域の実情に応じ、このほかの報酬を定めることを妨げない。)。

ロ これらの報酬のほか、出動に伴い実費が生じることも踏まえ、消防団員の出動に係る費用弁償については、必要額を措置する。

ハ 上記イ及びロに関して、必要な条例改正を令和4年3月末日までに行い、同年4月1日から施行する。

2 改正案の概要

上記1(2)の消防庁の通知を踏まえ、消防団員が市町村から支給を受ける報酬に係る所得税の課税関係については、次のとおり取り扱うこととします。

(1) 「出動報酬」については、これまでの費用の弁償として支払われていた「出動手当」とは異なり、出動したことに対する報酬として支払われるものであるため、給与等として所得税の課税対象とします。

なお、消防団員が出動に際して支給を受ける費用の弁償については、所得税基本通達28-8《地方自治法の規定による費用の弁償》の取扱いによることになります。したがって、当該費用の弁償のうち、①出動に係る旅費については、所得税法第9条第1項第4号《非課税所得》の規定により所得税は非課税とされるほか、②地方自治法203条の2第3項《報酬、費用弁償及び期末手当》の規定により支給を受けるもので、職務を行うために要した費用の弁償であることが明らかなものについては、所得税の課税対象とはなりません。

(2) 「年額報酬」については、その性格は従前と変わらず、引き続き支払われるものであるため、これまでどおりその年中の支給額が5万円以下であるものに限り、所得税を課税しなくて差し支えな

いものとします。

3 適用時期

改正後の所得税基本通達の取扱いは、令和4年4月1日以後に行う職務に係る報酬について適用します。

4 新旧対照表

所得税基本通達28-9の新旧対照表は別紙のとおりです。

(参考)

新旧対照表の「改正後」欄の「出勤の日数等」には、「出勤の日数」のほか、「出勤の回数」や「出勤の時間」等が含まれます。

事務連絡
令和3年10月13日

各都道府県消防防災主管部局 御中

消防庁地域防災室

消防団員の処遇改善に係る令和4年度地方交付税措置の検討状況について（情報提供）

消防団員の処遇改善については、「消防団員の報酬等の基準の策定等について」（令和3年4月13日付消防地第171号消防長官通知。以下「消防長官通知」といいます。）において、「各市町村においては、消防団と協議のうえ、十分な検討を行い、必要な条例改正及び予算措置を実施すること。条例については、令和4年3月末日までに改正し、同年4月1日から施行すること。予算については令和4年度当初予算から必要な額を計上すること」「出動報酬の創設等に伴い、地方財政措置については、令和4年度から基準等を踏まえて見直しを行う方向で検討すること」としていたところです。

つきましては、消防団員の処遇改善に係る令和4年度地方交付税措置の現時点の検討状況（検討段階のものであり、今後関係部局との協議の結果内容が変更となる可能性があります。）について、下記のとおりお知らせいたしますので、貴都道府県内の市町村（消防団の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含みます。）に対し周知し、消防長官通知を踏まえた条例改正及び予算措置が確実になされるよう、改めて必要な助言や働き掛けをお願いします。

記

基準の策定等を踏まえ、以下の方向で庁内協議中である。

- ・年額報酬の単価は団員階級で36,500円とすること。
- ・現行の出動手当に係る措置を見直し、新たに出動報酬を創設することとし、出動報酬の単価を災害（水火災又は地震等の災害をいう。）に関する出動については1日当たり8,000円、他の出動については1日当たり3,500円に設定すること。
- ・費用弁償についても別途措置すること。

担当：消防庁国民保護・防災部地域防災室
鈴木課長補佐、前田事務官
TEL：03-5253-7561（直通）

産前産後のこここの健康

妊娠・出産は、女性にとって体も環境も変化が大きい時期です。産前産後は女性ホルモンのバランスが大きく変わるために、感情の起伏が激しくなり、情緒が不安定になります。特に産後は、出産の疲労が残るなか、赤ちゃんを中心の生活に変化し、体だけでなく、心も疲れやすくなります。家族や周りの人への助けを求める、休むことを心がけ、お母さん自身の心や体のことを大切にしましょう。

◎マタニティブルーズについて

産後数日以内に、眠もなく涙が出たり、気分が変わりやすい、イラライするなど気持ちの揺れが激しくなることがあります。一過性のもので、多くの場合は、数週間から1か月で自然に治ります。

◎産後うつ病について

産後1～2週間から数か月以内に気分が落ち込んだり、元気がなくなる、物事に興味や楽しみなどをなくしてしまう、食欲低下、不眠等の症状が続くときは、「産後うつ病」の可能性があります。落ち込みが続く場合は、一人で抱え込まず、医師や助産師、保健師へご相談ください。早期に受診し、専門の相談を受けることで、回復も早くなります。周囲の人がお母さんの変化に気づいたときも迷わずご相談ください。



たばこ・アルコールはやめましょう

妊娠中の喫煙は早産・流産や低出生体重児、SIDS(乳幼児突然死症候群)のリスクを高めると報告されています。また、授乳中の場合も、赤ちゃんが直接煙を吸わなくても、母乳中にニコチンが濃縮されることにより、母乳を飲んだ赤ちゃんへの影響があります。赤ちゃんの全身の発育にも悪影響を与えるので、家族にも禁煙の協力をしてもらい、赤ちゃんの愛動喫煙を避けましょう。

アルコールは、胎盤を通してしまったため、胎児の発育障害につながる恐れがあります。アルコールが原因となる胎児性アルコール症候群という障害は、飲酒を避けることで予防できます。妊娠・授乳中の飲酒はやめましょう。

妊娠中のオーラルケア

◎「妊娠歯科健診」は受けましたか？

妊娠時は女性ホルモンの関係もあり、口腔内が酸性になりやすく、むし歯や歯周病になりやすい状態です。既にむし歯になっていると悪化しやすく、さらに、歯周病は、早産のリスクを高めるので、今まで以上に予防が大切です。体調が落ち替いたら一度受診し適切なアドバイスを受けましょう。

◎マイナス1歳からの歯と口の健康づくり

子どもの歯は妊娠初期から作られます。バランス良くなんでもよく噛んで食べ、食後は歯みがき・デンタルフロスなど補助的清掃用具を使い、家族皆でお口の健康を守りましょう。

妊娠中の 歯齦の変化

妊娠中は、母体の健康維持プラス赤ちゃんの成長分の栄養が必要となります。必要な栄養量は、妊娠各期によつても異なります。また、母体の体重増加は多すぎても少すぎてもリスクがありますので、推奨体重増加量を目標とした体重管理が必要です。

妊娠中には、择り方に気をつけたい食品もありますので、栄養バランスを考えた一日三食を心がけましょう。

保育園について

◎問い合わせ・申し込み窓口

子ども家庭部 保育課 入園相談係 電話：03-3463-2492 (受付時間 8:30～17:00)

渋谷区子育てねウボラ プランシート

様

渋谷区では、すべての妊娠さんに保健師がお会いして、出産や出産後の赤ちゃんとお母さん、ご家族の健康、子育てに関するご相談をお受けしています。
不安や心配事の対応策と一緒に考え、必要な子育て情報やサービスをお伝えすることで、安心して出産を迎えるサポートします。

●あなたのお住まいの地域を担当している保健相談所は

中央 恵比寿 帽ヶ谷 保健相談所です

●あなたの担当保健師は

（ 年 月 日 現在）

プラン作成日 年 月 日 面接者（ ）

〈各保健相談所のご案内〉

あなたの住まいの地域を担当している保健相談所は□の保健相談所です。

<input type="checkbox"/> 中央保健相談所	宇田川町5-6	03-3463-2439
<input type="checkbox"/> 恵比寿保健相談所	恵比寿2-27-18	03-3443-6251
<input type="checkbox"/> 帽ヶ谷保健相談所	帽ヶ谷3-39-1	03-3374-7591

渋谷区
子育てねウボラ



卷之六

第四章 · 異鄉

第二章 賽馬

• 飲食文化 · 相傳

卷之三

卷之三

10. The following table shows the number of hours worked by 1000 workers in a certain industry.

卷之三

赤ちゃんが生まれたら	赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡ください。 赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡ください。	赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡ください。 赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡ください。
<input type="checkbox"/> 出生届	赤ちゃんとLINEで連絡を取ることができます。赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡ください。	赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡ください。
<input type="checkbox"/> 出生通知票	赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡を取ることができます。赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡ください。	赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡を取ることができます。赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡ください。
<input checked="" type="checkbox"/> 出産育児一時金	赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡を取ることができます。赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡ください。	赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡を取ることができます。赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡ください。
<input type="checkbox"/> ハビマード一時金受取手当	赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡を取ることができます。赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡ください。	赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡を取ることができます。赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡ください。
<input type="checkbox"/> ※支給要件あり	赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡を取ることができます。赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡ください。	赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡を取ることができます。赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡ください。
<input type="checkbox"/> 口子ども医療費助成	赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡を取ることができます。赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡ください。	赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡を取ることができます。赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡ください。
<input type="checkbox"/> 口兒童手当	赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡を取ることができます。赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡ください。	赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡を取ることができます。赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡ください。
<input type="checkbox"/> 口里親保険の住民健康保険料負担	赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡を取ることができます。赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡ください。	赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡を取ることができます。赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡ください。
<input type="checkbox"/> 口新生児健診検査費用の助成	赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡を取ることができます。赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡ください。	赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡を取ることができます。赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡ください。
<input type="checkbox"/> 口慶祝保険の加入	赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡を取ることができます。赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡ください。	赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡を取ることができます。赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡ください。
<input type="checkbox"/> 住民登録戸籍係 23463-1678	赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡を取ることができます。赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡ください。	赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡を取ることができます。赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡ください。
<input type="checkbox"/> 各保健相談所	赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡を取ることができます。赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡ください。	赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡を取ることができます。赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡ください。
<input type="checkbox"/> 国民健康保険加入者へ直接受取払う「直接受取制度」、出生育児一時金の支領の実績をもとに、扶養課税制度が適用され、扶養課税制度を利用できます。また、どちらも利用可能な場合は扶養課税制度を利用せよと判定されることがあります。 ※国民健康保険料以外の保険の場合は加入している健康保険組合へご確認ください。	赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡を取ることができます。赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡ください。	赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡を取ることができます。赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡ください。
<input type="checkbox"/> 国保健康保険課税付係 23463-1776	赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡を取ることができます。赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡ください。	赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡を取ることができます。赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡ください。
<input type="checkbox"/> 扶養課税制度 23463-2558	赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡を取ることができます。赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡ください。	赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡を取ることができます。赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡ください。
<input type="checkbox"/> 地政課保険課税制度 23463-2412	赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡を取ることができます。赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡ください。	赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡を取ることができます。赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡ください。
<input type="checkbox"/> 国民健康保険課税扶養課税 23463-7781	赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡を取ることができます。赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡ください。	赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡を取ることができます。赤ちゃんが生まれたら早くLINEで連絡ください。
<input type="checkbox"/> LINE 子育て情報	LINE QRコード 	LINE QRコード
<input type="checkbox"/> 渋谷区子育て支援センター	LINE QRコード 	LINE QRコード
<input type="checkbox"/> 子育て便利帳 (区ホームページ)	妊娠期から乳幼児期に沿って動画をYouTubeの公式サイトで配信します。 渋谷区子育て支援センター チヤホル! [しづぶやホル!] [shibuya.tokyo.jp]	妊娠期から乳幼児期に沿って動画をYouTubeの公式サイトで配信します。 渋谷区子育て支援センター チヤホル! [しづぶやホル!] [shibuya.tokyo.jp]
<input type="checkbox"/> 渋谷区子育て情報	LINE QRコード 	LINE QRコード
<input type="checkbox"/> 子育て情報 (区ホームページ)	渋谷区子育て情報 (区ホームページ) https://www.city.shibuya.tokyo.jp	渋谷区子育て情報 (区ホームページ) https://www.city.shibuya.tokyo.jp



令和3年度 母と子の健康（中央・恵比寿・幡ヶ谷保健相談所事業のご案内）乳幼児編

*こちらは渋谷区で行っているものです。他の区市町は内容が異なります。また、次年度以降は内容が変更になります。HPなどでご確認ください。(令和3年4月現在)

☆健診・相談事業

名称	時期	通知・申し込み・利用方法	内容	受診場所
乳児健診	3か月～4か月	3か月になつた月中に通知 上記通知に受診券（無料券）を同封	小児科医の診察・保健指導 診察・保健指導	※各保健相談所 東京都内契約医療機関
1歳6か月児歯科健診	6～7か月・9～10か月	1歳5か月になつた月中に通知 上記通知に受診券（無料券）を同封	歯科健診・歯科保健指導・保健指導・栄養相談、心理相談 診察・保健指導	※各保健相談所 渋谷区内契約医療機関
1歳6か月児内科健診	1歳6か月～2歳未満	3歳になつた月中に通知	歯科保健指導・保健指導・尿・聴力・視力・歯科健診 診察・検査（尿・聴力・視力）・歯科健診・栄養相談、心理相談	※各保健相談所 渋谷区内契約医療機関
3歳児健診	1歳6か月～2歳未満	3歳になつた月中に通知	歯科保健指導・保健指導・栄養相談、心理相談	※各保健相談所
※ 保健相談所の健診にお越しいただくことがあります。				

名称	内容	対象・申し込み・受診場所	日時	内容
乳幼児経過観察健診	お子さんの健診相談・体重測定、子育て中の悩み相談などをついています。 小児科医・保健師・栄養士・心理相談員がご相談をお受けします。	対象：生後1か月頃から就学前まで 申し込み：電話にて要予約（無料） 場所：※各保健相談所（右表） ※健診場所をご確認のうえ、予約をお願いします。	中央：第3月曜日 午後 恵比寿：第1木曜日 午後 幡ヶ谷：第4木曜日 午後	中央保健相談所 下記以外の地域 恵比寿保健相談所 恵比寿・広尾・恵比寿西・恵比寿南・東幡ヶ谷保健相談所 笹塚・幡ヶ谷・本町
名称	対象	申し込み・受診場所	日時	内容
中央保健相談所健診	①18～39歳で国保以外の健康保険加入中で健診機会のない方 ②4歳以下の乳幼児を子育て中で託児を必要とする方（保育あり）	予約制 中央保健相談所保健予防係 TEL 3463-2433（直通） 場所 中央保健相談所	健診日と結果日の2日制 日程や詳細は お問い合わせください。	健診日：問診、身長・体重・血圧、血液検査、尿検査、胸部レントゲン検査、診察、骨量測定（女性のみ） 結果説明日：医師からの結果説明 保健師・栄養士の個別相談

☆訪問事業

こんには赤ちゃん訪問 または 新生児訪問	出生後5か月未満の乳児 生後28日までの新生児	訪問日を手紙または電話で事前に通知 授乳や体重の増加など、気になることがある場合はご相談ください。	各家庭へ訪問	訪問スタッフ（助産師・保健師・看護師）が健康状態の確認、育児や産後のご相談、地域の子育て情報をご家庭までお届けします。
妊婦健診費還払い	助産所または里帰りにより契約医療機関以外で妊婦健診を受診した場合に、健診費用の一部を助成します。			
乳房ケア 新生児訪問	産後4か月末までの母を対象に、助産師が自宅へ訪問します。 自己負担 1,000円：乳房ケア券（こんなにちは赤ちゃん・新生児訪問時に配付）を利用			

☆助成

乳房ケア 新生児訪問	産後4か月末までの母を対象に、助産師が自宅へ訪問します。 自己負担 1,000円：乳房ケア券（こんなにちは赤ちゃん・新生児訪問時に配付）を利用	各家庭へ訪問	訪問スタッフ（助産師・保健師・看護師）が健康状態の確認、育児や産後のご相談、地域の子育て情報をご家庭までお届けします。
産後ケア	産後4か月末までの体調不良や育児不安があり十分な支援が受けられない方を対象に、区が契約する施設に宿泊することができます。自己負担 1泊12,000円	各家庭へ訪問	ご相談は、お住まいの地域の保健相談所へ

子育てや希望発達に関する悩みについての個別相談を随時お受けしています。また、地区担当保健師による相談や家庭訪問も行っています。
お子さんのことだけでなく、ご家族の健康相談も行っていますので、お気軽にお電話ください。
○中央保健相談所（下記以外の地域）
○恵比寿保健相談所（恵比寿・広尾・恵比寿西・恵比寿南・東）TEL 3443-6251
○幡ヶ谷保健相談所（幡ヶ谷・本町）TEL 3374-7591
○妊娠健診費還払いのお問合せは、保健所健康推進係 TEL 3463-2412
○予防接種のお問い合わせは、保健所感染症対策係 TEL 3463-2416

【新型コロナウイルス感染症対策について】

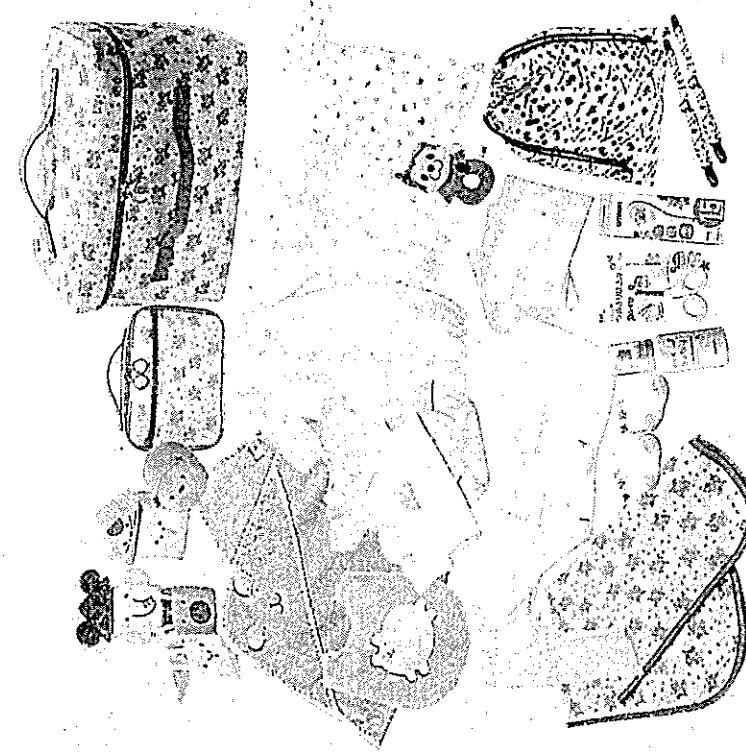
妊娠の方への一般的な留意点、妊婦健診、発熱時の留意点、
また新型コロナウイルスに関する一般的な情報や、詳しい
情報は、厚生労働省や関係学会のホームページをご覧ください。

厚生労働省

「新型コロナウイルスに関するQ&A」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html



渋谷区子育てネウボラ 育児パッケージ



一般社団法人 日本産婦人科感染症学会
「新型コロナウイルスに関するQ&A」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00001.html



【商品内容及び商品の発送について】

① 育児パッケージは、面接をお受けになり、妊娠33週目で
渋谷区に住民登録が確認できる方へ送付いたします。

② 商品内容は一部変更される場合がございます。

③ 画像はイメージですので、実物とは若干異なる場合がござい
ます。

④ 商品は不良品以外の交換、変更はお受けできません。

⑤ 年末年始期間（12/27～1/5）は、商品のお届けにお時間が
掛かる場合がございます。あらかじめご了承ください。

【商品に関するお問い合わせ窓口のご案内】

京王百貨店 法人外商部
渋谷区子育てネウボラ育児パッケージ事務局

フリーダイヤル **0120-503-059**

電話受付時間 10:00～17:00 (土日・祝祭日・年末年始 (12/27～1/5) を除く)
万が一破損、不良品などがございましたら事務局までご連絡ください。

肌着とお洋服のご紹介

渋谷区子育てネットラップケージの商品の一部をご紹介いたします。赤ちゃんの様子を見ながら、肌着や洋服を調整して、快適に過ごさせてみましょう。「着せすぎかも？」と気になつたら、赤ちゃんの表情を観察したり、赤ちゃんに手を入れて汗をかいていいのか、チェックしてみましょう。

基本セット



腰までの長さの肌着です。首回りや脇の汗を吸い取り、肌を清潔に保つために着用します。
コンビ肌着

コンビ肌着

肌着の上に着るお洋服。生まれたての赤ちゃんにはオムツ替えが簡単なドレスとして、足をバタバタ動かし始めたら、ボタンを留めて着用します。

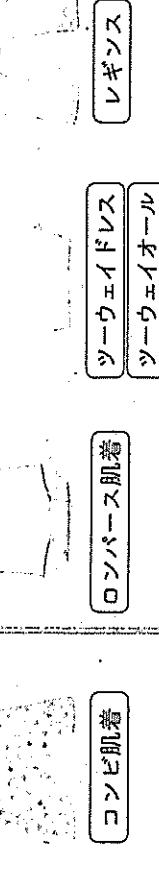
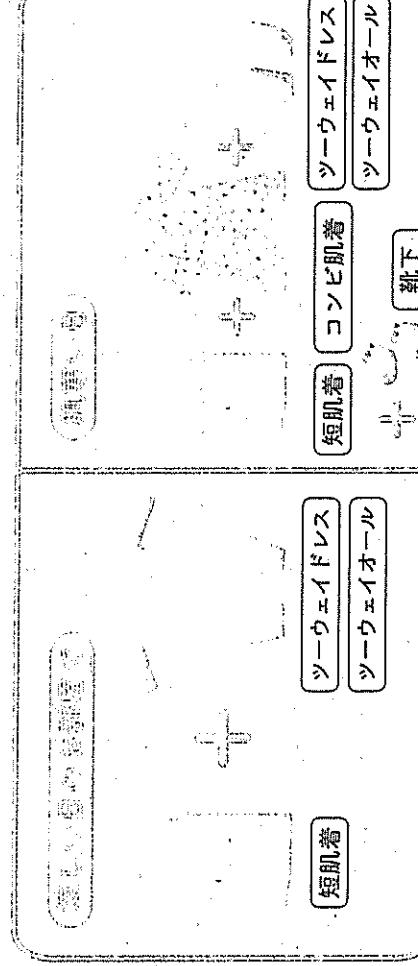
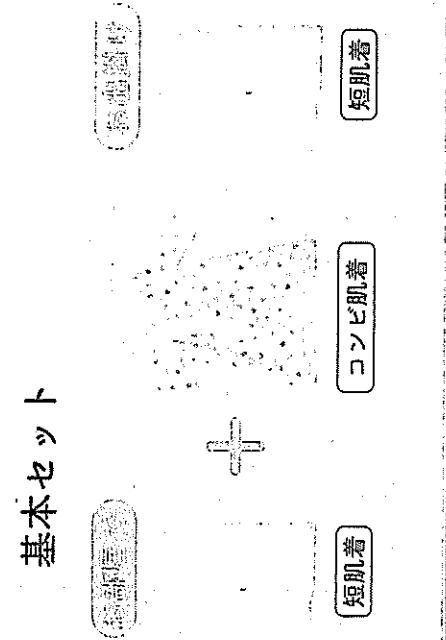
靴下

赤ちゃんのM型の足に合わせた幅広がりの肌着です。夏はこれ1枚でも。裾ボタンを留めれば、足をバタバタ動かしてもはだけにくくなります。

3ヶ月頃～ ロンパース肌着



お洋服の下に着る肌着ですが、夏はこれ1枚でも。オムツを履いたおしりをすっぽりカバーします。股下でボタンを留めます。赤ちゃんが活発に動き始めてもめくれず、お腹がでません。



地方創生実行統合本部
デジタル田園都市国家推進委員会

委員長	新藤義孝
相談役	平井卓也
委員長代理	宮下一郎
副委員長	松木本剛憲
幹事長	鈴木比早和
事務総長	藤井憲雄
事務局長	越智芳弘
事務局次長	関小倉信將
幹事	古川康巖
	堀井美史
	小野田紀
	こやり隆る
	松川い
	尾崎正彰
	塩崎久直
	鈴木敬英

第11号様式（第5条関係）

政務活動記録簿（県外・県内視察）

会派・議員名 無所属 正田進一

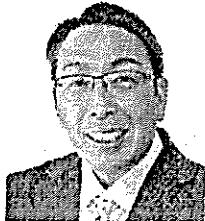
年月日	令和4年1月20日(月)			
政務活動先	山添村・奈良市田原地区・奈良市阪原地区			
政務活動の目的	山添村を中心に奈良市東部の課題について意見交換を行い、議会での質問につなげる			
相手方	山添村役場 野村村長・副村長、山添村議會議員 奈良市阪原地区自治会長、前奈良市田原地区連合会長			
内容、結果等 ※視察の効果を明記のこと	①山添村の課題の1つである道路問題について、名阪国道と奈良名張線の重要性と整備状況や陳情を把握し、県庁での意見交換を行った。 ②山添村の課題の1つである鳥獣被害対策について、猪被害と鹿被害の現状を視察し、意見交換を行った。 ③神野山に向けての観光に重点をおき、キャンプ場設置も含めた振興策について意見交換を行った。 ④奈良市東部特有の課題について意見交換を行った。			
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額
	山添村他	レンタカー		9743円
宿泊費	円	内訳：		
会費	円	内訳：		
合計	9743	円 (全て政務活動)		
備考	添付資料：			

注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。

山添村長

野村 栄作

nomura eisaku



ホームページ

TEL: 0743-85-0041 / FAX: 0743-85-0219
URL: <https://www.vill.yamazoe.nara.jp>



奈良県 山添村

副村長 前川 喜正

Maekawa Yoshimasa

〒630-2344 奈良県山辺郡山添村大字大西151番地
Tel : 0743-85-0041 Fax : 0743-85-0219

E-mail : https://www.vill.yamazoe.nara.jp



てんまる

山添村議会

副議長 大谷 敏治

Otani Toshiharu



議会 〒630-2344 奈良県山辺郡山添村大字大西151番地
事務局 Tel : 0743-85-0041 Fax : 0743-85-0219

自宅

山添村議会

議員 野村 信介

Nomura Shinsuke, MD PhD



議会 〒630-2344 奈良県山辺郡山添村大字大西151番地
事務局 Tel : 0743-85-0041 Fax : 0743-85-0219

自宅

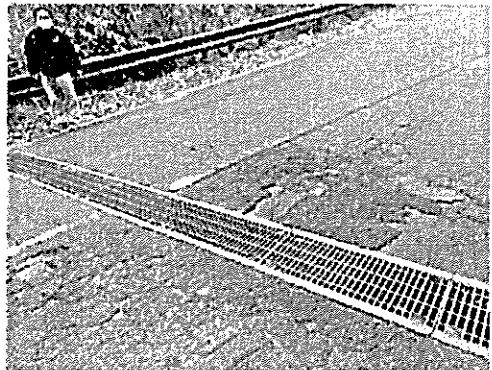
松
本
陽
一



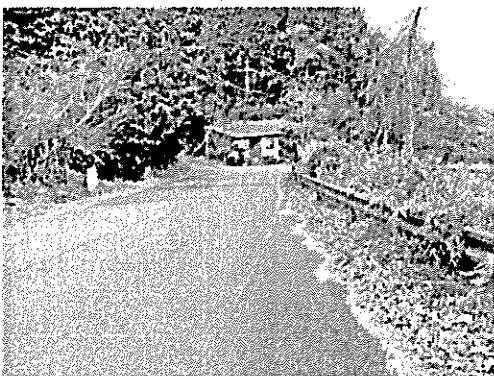
山添村役場にて
山添村長・副村長と意見交換



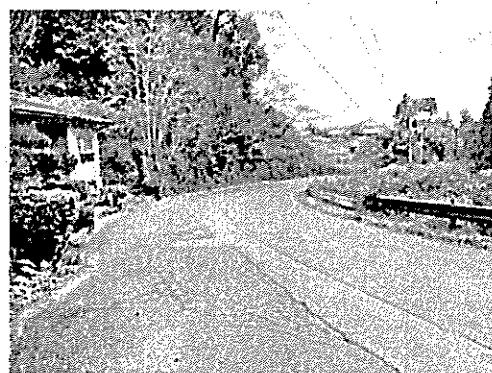
奈良名張線・波多野地区①
道路状況と段差改善要望



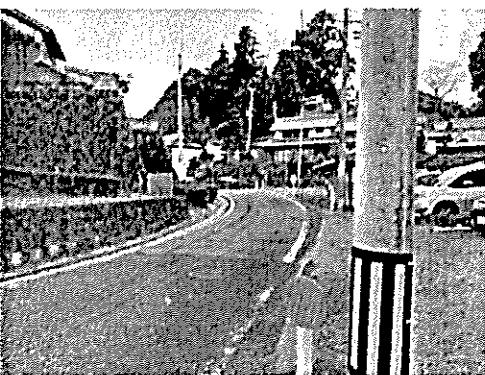
奈良名張線・波多野地区②
道路状況と拡幅改善要望



奈良名張線・波多野地区③
道路状況と拡幅改善要望



波多野街道
神波多神社前危険箇所改善要望



第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 無所属 足田進一

年月日	令和4年3月23日他			
表題と発行部数	広報誌「県政報告 ひきだ通信 vol.1」 17000部発行			
対象者	奈良市内・山添村及びその他奈良県内			
配布方法	個別郵送 8619部、街頭配布 2381部、ポスティング 6000部			
発行目的	令和3年11月議会の報告を行い、県政の発信・説明を行うとともに意見、要望を求める。			
按分率の説明	按分率 50% 理由：政務活動報告とその他活動の内容割合によって按分			
内容	11月議会報告 県議会の説明 政務活動・その他活動報告等			
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	製作費 デザイン費	共同精版 印刷	156,200円	デザイン・製作費 +消費税
	印刷費	共同精版 印刷	299,200円	単価 16円× 17000部+消費税
	封筒代	共同精版 印刷	149,600円	単価 8円× 17000部+消費税
	宛名印刷代 封入代	共同精版 印刷	50,468円	宛名印刷代+封入 代+消費税
	郵送代	日本郵便	723,996円	単価 84円× 8619通
※ 50%充当 合計 1,379,464円×充当率 50% = 689,732円				
備考	添付資料：広報誌「県政報告 ひきだ通信 vol.1」「封筒」			

注 発行した広報紙を添付してください。



ひらこう、奈良の未来

奈良県議会議員 **ひきだ進** しんいち

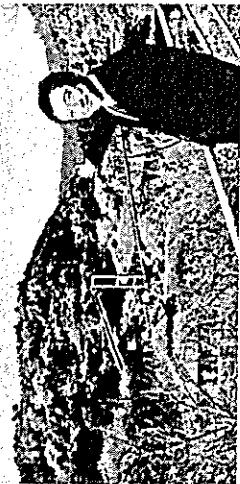
〒631-0021
奈良市鶴舞東町2-13 VIVビル1階
Tel : 0742-52-5003 Fax : 0742-41-5851





最新の活動状況はTwitter
でも発信しております
@hikida_shinichi

- 11月
- 2 当選証書授与式
 - 8 各派連絡会・議会運営委員会
 - 11 南部・東部地域振興対策特別委員会意見交換会（川上村）
 - 13 看護問題を考へる議員の会、奈良県看護連盟記念式典
 - 16 議会運営説明会
 - 19 奈良市月ヶ瀬・都郁にて意見交換
 - 20 滈美地区自主防災訓練
 - 21 地域デザイン研究所ミーティング
 - 22 担当部局レク
 - 24 国体奈良県準備委員会設立総会
 - 25 各担当部局レク、南部・東部地域振興特別委員会
 - 26 各担当部局レク、荒井知事セミナー
 - 29 本会議、総務警察委員会



11.19 奈良市月ヶ瀬の八幡橋補修について意見交換しました

ひきだ通信

会って、聴いて、伝える

奈良県議会議員 ひきだ進一 県政報告

vol.1 2022.2発行

子どもの笑顔があがむいるまち。ひらごう、奈良の未来

こ挨拶



▲奈良県庁での当選証書授与式
昨年10月に皆様方の暖かいご支援を賜り、奈良県議会議員補欠選挙で初當選し、県議会議員として活動させてもらいました。初めて迎えた11月県議会の本会議では、提出議案に対する賛否の決断を行う中、議員としての責任の重さをひしひしと実感いたしました。皆様の思いをしっかりと受け止め、責任を持って役目を果たすべく、精進してまいります。

今後ともご意見、ご要望を積極的にお寄せいただくとともに、引き続きご指導ご鞭撻をまわりますよう、何卒よろしくお願ひいたします。

所属会派、所属委員会の報告

政党は自由民主党所属、県議会内の会派は無所属(会派への所属なし)として活動することとなりました。
<中面コラム参照>

また、所属委員会は「総務警察委員会」「南部・東部地域振興対策特別委員会」です。

ひきだ しんいち

足田 進一のプロフィール

経歴

1999～2013年 関西高専進学塾	昭和51年10月 奈良市生まれ
2009～2013年 駿台予備学校	親愛幼稚園／椿井小学校／春日中学校
2013～2021年 堀井いわお参謀院議員 公務第一秘書	奈良県立奈良高等学校
2021年 奈良県議会議員補欠選挙初当選	大阪大学 聖心部物理学科
家族構成	大阪大学大学院 理学研究科
妻・長女（4歳）、長男（2歳）	京都大学大学院 法学研究科
マラン	

12.15 詳しくは中面へ

次号予告
次の2月議会は、令和4年度の1年間の施策柱を決める予算を審議する議会です。また、2月議会の本会議にて、初めて一般質問をさせていただく予定です。（一般質問は3月7日、8日、9日の予定）皆さまのお声を知事をはじめ県に対して伝えてまいります。

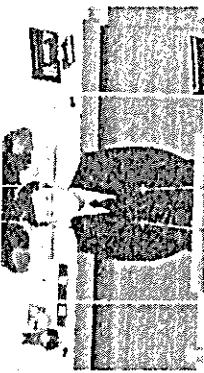
奈良県議会議員 ひきだ進一 事務所
〒631-0021 奈良市鶴舞東町2-13 VIVビル1階
Tel : 0742-52-5003 Fax : 0742-41-5851
E-mail : hikida.s1.nara@gmail.com

公式HP
<https://hikida-nara.com/>



1 令和3年度補正予算について

口本会議にて決意を述べました
11月29日の本会議にて、決意表明の機会をいただきました。
改めて、皆様の声をしっかりと県政に届けていくために精進していくことを、本会議の場で述べ、決意を新たにいたしました。



□令和3年度補正予算(総額119億円)が成立しました

【参考】令和3年度一般会計当初予算 5,367億円

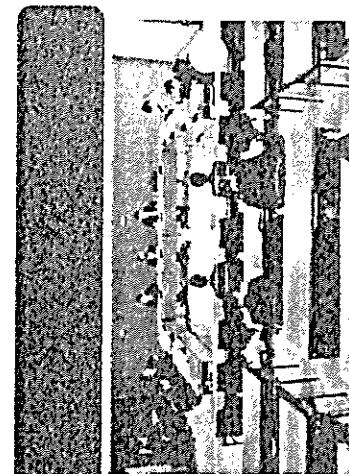
内容

- 1 新型コロナウイルス感染症の第6波に備え、病床の確保や第3回ワクチン接種の促進、生活困窮者自立支援金など新型コロナワクチン接種費
- 2 (ガストロノミーツーリズムに関する)世界フォーラム開催事業
- 3 重症心身障害児対象の放課後デイサービスや相談センターの運営に向けた障害者総合支援センター整備
- 4 行政文書を電子化し一括管理するシステム構築
- 5 特別職、一般職、議員の期末手当減額

*債務負担行為：将来支出する予定の契約行為。補正予算の総額には含まない。
「新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中、現在の安全・安心、そして、これから安心・安全と発展を推進する予算と理解をし、補正予算案に賛成をしました。

2 奈良県地域デジタル化戦略

「奈良県地域デジタル化戦略の基本方針」が提案されました。(1)行政手続き・行政サービスの迅速化・簡略化による健康や生活の質の向上、(2)生産性向上等による地域の経済発展を目的とし、県の基盤システム、市町村や準公共分野に関する基盤システムをクラウド管理し、奈良県内での連携を図っています。



□担当課に意見を述べました

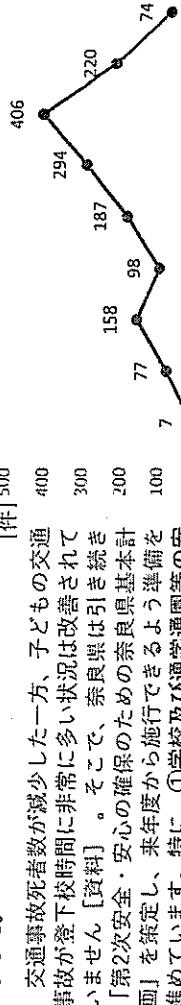
【担当課長からの答弁】
デジタル化の恩恵は県内外に及ぶユニバーサルな仕組みがない意味がないので、国が進める仕組みやシステムと整合性が取れること、金はもちろん全市町村が共通で活用可能なプラットフォームであるべきと意見を述べました。

また、国のデジタル化施策と連携して税金を無駄にしないために、国の進める仕組みをしっかりと状況把握をしながら進めていただくよう併せて要望しました。

【担当課長からの答弁】
現在のところ、国のデジタル庁が進めているクラウド上に県の基幹システムを乗せ、共通に使うことができるよう進めている。今後も国の仕組みの動向はしっかりと把握して、県のシステムも柔軟に進めていく。また、国全体で調整して進めることもあるので、その観点も持つて進めたい。

3 第2次安全・安心の確保のための奈良県基本計画

平成29年度から令和3年にかけて「安全・安心の確保のための奈良県基本計画」を策定し、①刑法犯の認知件数の減少、②凶悪犯罪の検挙率100%、③交通事故による死傷者減少を目指し、進められてきました。

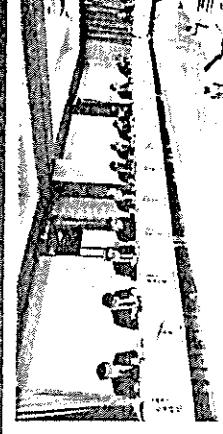


交通事故死者数が減少した一方、子どもの交通事例が登下校時間に非常に多い状況は改善されていません「資料」。そこで、奈良県は引き続き「第2次安全・安心の確保のための奈良県基本計画」を策定し、来年度から施行できるよう準備を進めています。特に、(1)学校及び通学路等の安全確保、(2)高齢者、障がい者を見守る地域づくりの推進を中心に、「子どもと高齢者、障がい者の安全確保を重点課題として、日本一安全で安心して暮らせる奈良の実現を目指しています。

【資料】中学生以下の子どもの時間別死傷者数(H28~R2)奈良県警察本部調べ。

私は、子どもが安全に歩くことができるように、高齢者や障がい者、そして現役世代の私たちを含むみんなが安全に歩くことができるまちづくりとなると考えています。本計画を早急に、目に見える形で具体的に実現していくように努力してまいります。

4 奈良県南部・東部地域振興条例



「奈良県南部・東部地域振興条例(仮称)の考え方」が提案されました。奈良県南部東部地域(山添村、吉野郡等19市町村)を対象に持続可能な地域振興の推進を目的とした条例です。条例案の提案に先立ち、川上村で南部・東部地域に該当する市町村長と知事や議員はじめ奈良県との意見交換会を行いました。

条例化により、情勢が変化しても、長期戦略を据えて施策を講じることができます。また、南部・東部の山間地域を守ることは、私たちの水源地を守ることです。長い目で、国・県、市町村が連携して、私たちの生活を守るために施策を進めます。

COLUMN

・議会の豆知識- 会派ってなに?

「会派とは議院内で活動をしようとする議員のグループで、2人以上の議員で結成することができます。会派は、同じ政党に所属する議員で構成されるのが普通ですが、政党に所属していない議員同士で会派を組んだり、複数の政党で一つの会派を構成したりすることもあります。」(参議院HPより)

会派とは議会におけるグループです。国政では、政党两会派の場合が多い、一方、県議会では政党とは別に、県政に対するスタンスでグループを作っています。

現在、奈良県議会では、「自由民主党」「自民党奈良」「民主党奈良」「自由民主党」「自民党奈良」「自民党奈良」「県政に対する考え方方が少しずつ異なり、グループを形成しています。なお、県議会の規則上、1人では会派ではなく、「無所属」となります。

第11号様式の11(第5条関係)

令和3年度事務所状況報告書

会派・議員名 正田進一

①政務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
②所在地	住所 奈良市鶴舞東町 2-13VIV ビル 109 電話 0742-52-5003 延べ床面積 65.45 m ²
③他用途との兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ■後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input type="checkbox"/> その他()
④所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件(賃貸借契約先 共栄企画株式会社) 所有者 ■第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤按分率の考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 使用実態(使用面積又は使用時間による) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所全体面積 65.45 m ² (a) うち政務活動使用面積 32.725 m ² (b) <input type="checkbox"/> 事務所使用時間 時間 (a) うち政務活動使用時間 時間 (b) (b) / (a) = 32.725 / 65.45 → 0.5 按分率 1/2
⑥事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1/2 (按分率の考え方:後援会事務所との面積按分)
⑦駐車場代の計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 / <input type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 / (按分率の考え方:)
⑧光熱水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1/2 (按分率の考え方:事務所賃借料と同率で按分)
⑨備考	

注 賃貸借(事務所・駐車場)の場合は、別途契約書を添付してください。

2021年12月1日

賃貸借契約書

VIV学園前

109号室



賃貸借契約書

賃貸人：共栄企画株式会社（以下甲という）と賃借人：疋田進一（以下乙という）との間に次のとおり賃貸借契約を締結する。

記

第1条（賃貸借物件）

甲は次に表示の建物を賃貸し、乙は以下の条項に従い、これを賃借することを約する。

建物の所在：奈良市鶴舞東町2番13号

種類構造等：鉄筋コンクリート造

地下1階・地上3階建のうち、1階109号室

契約面積：65.45m²

第2条（使用目的）

乙は賃借物件を次の目的にのみ使用し、それ以外には使用しない。

目的：事務所

第3条（物件の引き渡し時期）

2021年12月1日とする。

第4条（賃料）

賃料は月額50,000円也（税別）とする。

- 2 乙は2021年12月分から賃料を支払うものとする。
- 3 賃料は先払いとし、乙は毎月末日までに翌月分を賃料以外の諸費用と共に甲の指定する銀行預金口座に振り込んで支払うものとする。振込料が必要な場合は乙が負担する。但し1カ月に満たない月の賃料については1カ月を30

日として日割計算によるものとする。

- 4 乙はこの契約が終了し賃借物件を完全に明け渡すまで賃料を支払うものとする。
- 5 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は乙の負担とする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

第5条 (その他の諸費用)

乙の賃借物件使用に関連して生ずる物件内の冷暖房費、電気・ガス・水道料、その他専用部分にかかる諸費用は一切乙の負担とする。

第6条 (物件内の造作等)

乙はこの契約締結後、甲の承諾を得て、賃借物件について第2条の使用目的に従い、内装及び設備工事等を自らの責任と費用負担のもとに実施することができる。

第7条 (物件の管理)

契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を、注意をもって保管かつ使用しなければならない。

第8条 (立入検査)

建物の保全、衛生、防犯、防火その他のために、甲またはその使用人もしくは甲の指示を受けた者は必要時、賃貸物件内に立入またはその内外を検分することができる。必要ある場合、甲は乙に適宜の処置を求めることができ、乙は遅滞なく、これに応じなければならない。

第9条 (契約期間中の修繕)

甲は、乙が賃借物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行うことができる。

- (1) 電球、蛍光灯、ヒューズ等の取替

(2) その他費用が軽微な修繕

第10条 (乙からの解約)

乙は、甲に対して3カ月前に解約の申し入れを行うことにより、賃貸借契約を解約することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申し入れの日から3カ月分の賃料または賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申し入れの日から起算して3カ月を経過する日までの間、隨時に賃貸借契約を終了することができる。

第11条 (明け渡し)

乙は、明け渡し日を10日前までに甲に通知の上、賃貸借契約が終了する日までに賃借物件を明け渡さなければならない。

- 2 乙は、明け渡しの際、貸与を受けた賃借物件の鍵を甲に返還する。

第12条 (明け渡し時の原状回復)

賃借物件の明け渡し時において乙は、通常の使用に伴い生じた損耗及び経年劣化を除き、賃借物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等、乙の責めに帰することができない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。

- 2 賃借物件の明け渡し時において乙は、物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去するものとする。

【特記事項】 物件内の残置される空調設備は前入室者の残置物であり、甲に性能保証は求めないものとする。

以上、賃貸借契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自その1通を保有する。

2021年/2月/日

甲(賃貸人) 住 所 柴良市鶴舞東町2番13号
共栄金画株式会社
氏 名 代表取締役 出口徳彦



乙(賃借人) 住 所 [REDACTED]

氏 名

近田進一

第11号様式の12（第5条関係）

令和3年度雇用状況報告書

会派・議員名 疋田進一

①雇用者	氏名 疋田進一 住所 奈良市鶴舞東町 2-13 VIV ビル 109 電話番号 [REDACTED]		
②雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等		
③雇用期間	令和4年 1月 1日～ 令和5年 3月 31日		
④職務内容	政務活動及び後援会活動に関する会計・事務		
⑤給料（賃金）	1,000 円 (<input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)		
⑥按分率の考え方	<input type="checkbox"/> 勤務実績時間による場合 政務活動時間 (時間) / 政務活動 (時間) + その他業務 (時間) → [REDACTED] 按分率 [REDACTED]		
	<input type="checkbox"/> 勤務実績日数による場合 政務活動日数 (日) / 政務活動 (日) + その他業務 (日) → [REDACTED] 按分率 [REDACTED]		
	<input checked="" type="checkbox"/> 職務内容による場合 (政務活動+後援会活) → [REDACTED] 按分率 1 / 2 [REDACTED]		
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input type="checkbox"/> 社会保険関係書類		
⑧生計を一に する者の雇用 でないことの 申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。		
⑨備考			

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

雇用契約書

ふりがな	[REDACTED]	生年月日
氏名	[REDACTED]	[REDACTED]
現住所	[REDACTED]	電話 [REDACTED]

下記の条件で契約します。

雇用期間	令和4年1月1日から 令和5年3月31日まで		
雇用形態	正規職員	<input checked="" type="checkbox"/> パートタイム	派遣職員
就業場所	奈良市鶴舞東町 2-13 VIV ビル 109		
仕事内容	政務活動及び後援会活動に関する会計・事務		
就業時間 (休憩時間)	毎週水曜日 10時～15時		
休日	土・日・祝日・年末及び年始・お盆・その他()		
休暇	年次有給休暇 その他特別休暇()		
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 1,000 円 諸手当 通勤手当 円 手当 円 手当 円 賃金締切日 (毎月末日) 賃金支払日 (毎月末日) 賃金の支払方法 (<input checked="" type="checkbox"/> 現金払い <input type="checkbox"/> 振込) 賃金支払時の控除 (<input type="checkbox"/> 所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 雇用保険) 昇給 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 賞与 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
各種社会保険	<input type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> その他		

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和4年1月1日

雇用者

及田進一

被雇用者

政務活動補助業務賃金台帳(令和3年度)

【議員名 足田進一】

雇用者氏名	住所	生年月日	性別	雇入年月日	合計
労 傷 日 故 労 傷 時 間 數 時 間 外 労 傷 休 深 夜 労 傷					12 60 0 0 0

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	賞与1	賞与2	合計
基 本 給												20,000	20,000	60,000
時 間 外 手 当												0	0	0
通勤手当(課税)												0	0	0
通勤手当(非課税)												0	0	0
職 家 合 計												0	0	0
職 勤 合 計												0	0	0
社 会 税 計 約 額												20,000	20,000	40,000
健 康 保 险 料												0	0	0
介 護 保 险 料												0	0	0
厚 生 年 保 险 料												0	0	0
雇 用 保 险 料												0	0	0
社会保険料合計												0	0	0
職 勤 計 約 額												20,000	20,000	40,000
所 得 稅												0	0	0
市 町 村 民 稅												0	0	0
社 会 保 険 料 合 計												20,000	20,000	40,000
差 払 支 給 額												20,000	20,000	40,000
領 取 印														